

会 議 録

会議の名称		令和5年度第4回つくば市文化芸術審議会		
開催日時		令和5年(2023年)11月24日 開会10:00 閉会11:45		
開催場所		つくば市役所コミュニティ棟3階会議室A・B		
事務局(担当課)		市民部文化芸術課		
出席者	委員 (計7名)	川村直子委員、野中勝利会長、田中佐代子委員、田中秀夫委員、宇津野茂樹副会長、根津陽子委員、山中周子委員		
	その他	株式会社常陽産業研究所、andHAND・河野特定業務共同企業体 (株式会社andHAND建築設計事務所・株式会社河野正博建築設計事務所)		
	事務局 (計6名)	大久保市民部長、大木同次長、矢口文化芸術課長、 矢口同課長補佐、佐藤同係長、吉野同主任		
公開・非公開の別		<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input checked="" type="checkbox"/> 一部公開	傍聴者数	0人
非公開の場合はその理由		つくば市情報公開条例第5条第5号に該当するため		
議題		諮問第1号 「つくば市文化芸術推進基本計画(第2期)」の策定について		
確定年月日		年 月 日		
会議次第第	<p>人事発令式</p> <p>_____</p> <p>1 開会</p> <p>2 あいさつ</p> <p>3 委員紹介</p> <p>4 つくば市文化芸術審議会について</p> <p>5 会長・副会長の選出について</p> <p>6 議事 審議事項</p> <p>(1) 「つくば市文化芸術推進基本計画(第2期)」について</p> <p>(2) 「5-6つくば市文化芸術創造拠点基本・実施設計業務委託」に関する公募型プロポーザルの経過報告について</p> <p>7 その他</p> <p>8 閉会</p>			

<審議内容>

## 人事発令式

<大久保部長より人事発令通知書の交付（代表：川村委員）>

<欠席3名（林委員、小澤委員、矢島委員）には郵送で交付>

### 1 開会

<矢口文化芸術課長より開会を宣言>

### 2 あいさつ

<大久保部長よりあいさつ>

### 3 委員紹介

<矢口文化芸術課長より委員10名の紹介>

<委員7名よりあいさつ>

### 4 つくば市文化芸術審議会について

<矢口文化芸術課長補佐より、資料No.2について説明>

### 5 会長・副会長の選出

<会長に野中勝利委員、副会長に宇津野茂樹委員を選出>

<会長、副会長よりあいさつ>

### 6 議事

野中会長       ：     それでは次第に従って進めさせていただきます。

                  まず、傍聴人についてですけれども、今回は希望者がいらっしゃいません。

また、本日の委員出席数ですが委員 10 名のところ 7 名の出席ということで過半数を満たしておりますので、条例第 13 条第 3 項の規定によって本日の会議は成立していることを報告いたします。

続いて、本日の審議案件は、つくば市文化芸術推進基本計画（第 2 期）についてと、つくば市文化芸術創造拠点基本実施設計業務委託に関する公募型プロポーザルの経過報告の 2 点です。事務局から説明受けて委員の皆様にご意見をいただきたいと思っております。

それではまず 1 点目になります。つくば市文化芸術推進基本計画（第 2 期）について、事務局から説明をお願いいたします。

<資料No.3 について事務局より説明>

野中会長 : ありがとうございます。これまでの 2 年間の審議会の中で議論したのについてこのような形で取りまとめが進んでいるということです。前回の審議会での御意見について、適宜修正や追加等もされておりますが、皆さんからまた御意見をいただきたいと思っております。全体的にカラフルになっている印象は受けませんが、皆さんいかがでしょうか。

それでは、まず私の方から質問いたしますが、写真はすべて市内の写真ということでよろしいですか。

事務局 : はい。関係各課と文化芸術課で撮った市内での写真を掲載しております。

野中会長 : ありがとうございます。田中秀夫委員、お願いします。

田中秀夫委員 : 前回、図表がすごく見にくいと指摘しましたが、修正されたものは非常に見やすくなっていて、改善いただきありが

とうございます。非常に見やすくなったと思います。

野中会長 : ありがとうございます。根津委員、お願いします。

根津委員 : はい。28 ページの施策 2、日本の伝統文化地域の文化資源の活用で取り上げている写真について、主な取り組み例は、地域交流センター講座と保育所や幼稚園等での行事となっていますが、掲載されている写真が両方幼稚園のものなので、一つは地域交流センター講座の写真を入れてはどうでしょうか。

事務局 : まだ関係各課から提出がない部分があり、現在はいただいた写真で仮置きしています。地域交流センター講座については、今週末に開催される講座があるということなので、そちらの写真と差替えたいと考えています。

野中会長 : 若干写真の方は入れ替えがあるかと思いますが、今後、これがパブリックコメントという形で市民の方々に御意見をいただくという段取りになっています。

他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、次の案件に移りたいと思います。続きまして、「5-6 つくば市文化芸術創造拠点基本実施設計業務委託に関する公募型プロポーザル」の経過報告について事務局から説明をお願いいたします。

<資料 4-1 (非公開) について事務局より説明>

<資料 4-2 (非公開) について andHAND 河野特定業務共同企業体より説明>

<審議(非公開)>

野中会長 : 御意見ありがとうございます。それでは、事務局と設計会社の方々に今日出てきた意見を踏まえて詳細を詰めていただければと思いますので、この議題についてはここまでと

させていただきます。

それでは、本日の審議事項は以上です。委員の皆さま、御審議ありがとうございました。本日は新たな委員を迎えての審議会ということでこの審議会の役割も御説明いただきました。前半に説明のあった「つくば市文化芸術推進基本計画（第2期）」については、年度末に市長へ答申しまして、来年の4月1日からの施行を予定しております。皆さまには、その後の2年間、これらの計画の進捗について評価していただくこととなります。

後半の文化芸術創造拠点の形成につきましては、このプロポーザルから基本設計、実施設計ということで委託事業者も決まりましたので、今後この審議会でも意見を伺うこともあるかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、以上で議事を終了いたします。進行を事務局にお返しいたします。

矢口課長 : はい。議事進行ありがとうございました。委員の皆さまにつきましても慎重なる御審議、誠にありがとうございました。

## 7 その他

<矢口文化芸術課長補佐から令和5年度第5回審議会の日程調整について>

<第5回審議会は令和6年（2024年）3月15日14時00分から決定>

## 8 閉会

<矢口文化芸術課長より閉会の宣言>

令和5年度 第4回つくば市文化芸術審議会 次第

日時 令和5年(2023年)11月24日(金)  
午前10時00分から

場所 つくば市役所コミュニティ棟3階会議室

1 開会

2 あいさつ

3 委員紹介

4 つくば市文化芸術審議会について

5 会長・副会長の選出について

6 議事

審議事項

- ・「つくば市文化芸術推進基本計画(第2期)」について
- ・「5-6つくば市文化芸術創造拠点基本・実施設計業務委託」に関する公募型プロポーザルの経過報告について

7 その他

8 閉会

配布資料

- |          |                                      |
|----------|--------------------------------------|
| 資料No.1   | つくば市文化芸術審議会 委員名簿                     |
| 資料No.2-1 | つくば市文化芸術審議会について                      |
| 資料No.2-2 | つくば市文化芸術基本条例                         |
| 資料No.3   | つくば市文化芸術推進基本計画(第2期) (案)              |
| 資料No.4-1 | 「5-6つくば市文化芸術創造拠点基本・実施設計業務委託」経過報告について |
| 資料No.4-2 | 「5-6つくば市文化芸術創造拠点基本・実施設計業務委託」技術提案書    |

## 令和5年度つくば市文化芸術審議会委員名簿

委嘱期間：令和5年(2023年)11月1日～令和7年(2025年)10月31日

(敬称略)

氏名	選任区分
かわむら なおこ 川村 直子	市議会議員
のなか かつとし 野中 勝利	学識経験者 (筑波大学)
たなか さよこ 田中 佐代子	学識経験者 (筑波大学)
はやし みちこ 林 みちこ	学識経験者 (筑波大学)
おざわ けいすけ 小澤 慶介	学識経験者 (アーカスプロジェクト)
たなか ひでお 田中 秀夫	学識経験者 (つくば市文化協会)
うつの しげき 宇津野 茂樹	学識経験者 ((公財) つくば文化振興財団)
ねつ ようこ 根津 陽子	市民
やじま ゆうすけ 矢島 祐介	市民
やまなか のりこ 山中 周子	市民

## つくば市文化芸術審議会について

### 1 設置

「つくば市文化芸術審議会（以下「審議会）」は、文化芸術基本法（平成 13 年法律第 148 号）、及びつくば市文化芸術基本条例（平成 16 年つくば市条例第 35 号）の規定に基づき設置された審議会である。

### 2 根拠法令

文化芸術基本法（第 37 条）

つくば市文化芸術基本条例（第 8 条—第 14 条）

### 3 委員（条例第 10 条、第 11 条）

審議会は、次に掲げる者のうちから市長に任命された委員で組織する。

- (1) 市議会議員
- (2) 文化芸術に関し優れた識見を有する者
- (3) 市内に在住し、在勤し、又は在学する者

委員は 13 名以内とし、委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### 4 会長・副会長の選出（条例第 12 条）

委員の互選により会長、副会長を定める。会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。



## 5 審議内容

文化芸術基本法に、地方文化芸術推進計画その他の文化芸術推進に関する重要事項を、市町村審議会等において調査審議すると規定されている。

つくば市文化芸術基本条例第9条により、審議会は、市長の諮問に応じ、基本計画その他の文化芸術の推進に関する重要事項について調査審議し、市長に答申すると規定されている。

## 6 審議会の開催（条例第13条）

審議会の開催は、会長が招集し、委員の過半数が出席しなければ、会議を開催することができない。

年間4回の開催を予定するが、審議事項の有無等により、開催回数に変更となる場合がある。

## 〇つくば市文化芸術基本条例

平成16年 9 月 29 日 条例第 35 号

改正 平成17年 3 月 23 日 条例第 1 号

平成21年12月22日 条例第 38 号

平成30年 7 月 4 日 条例第 37 号

平成31年 3 月 27 日 条例第 10 号

(題名改称)

令和 3 年 7 月 1 日 条例第 36 号

## 目次

## 前文

## 第 1 章 総則 (第 1 条—第 5 条)

## 第 2 章 基本計画 (第 6 条)

## 第 3 章 文化芸術に関する施策の推進 (第 7 条)

## 第 4 章 つくば市文化芸術審議会 (第 8 条—第 14 条)

## 附則

つくば市は、万葉集にうたわれている名峰筑波山を仰ぐ緑豊かな田園地帯の中にあって、世界に誇る研究学園都市を有し、日本の伝統的生活文化を育みつつ、国際的学術文化都市として成長を続けている。このような中、私たちは、多様な文化芸術の恵沢を享受して暮らしてきた。

文化芸術は、人間の精神活動の根幹であり、まちの成熟度をあらわすものである。人々の豊かな創造力や感性、受容性を育むだけでなく、福祉、教育、観光、まちづくり、国際交流、産業その他の関連分野と連携することで相乗効果を生み出すことができる。

よって、ここに、文化芸術に関する施策についての基本理念と方向性を明らかにし、文化芸術に関する施策のかつ計画的な推進を図り、心豊かで活力のある市民生

活の実現に寄与するため、この条例を制定する。

(平31条例10・一部改正)

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、文化芸術に関する施策の基本理念を定め、市の責務並びに文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）及び事業者の役割を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術活動を行う者（文化芸術団体を含む。以下同じ。）の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって心豊かで活力のある市民生活の実現に寄与することを目的とする。

(平31条例10・一部改正)

### (基本理念)

第2条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性及び創造性が十分に尊重されなければならない。

- 2 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られなければならない。
- 3 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。
- 4 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、市民により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、つくば市の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。
- 5 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者その他市民の意見が広く反映されるよう十分配慮されなければならない。

(平31条例10・一部改正)

### (市の責務)

第3条 市は、前条の基本理念にのっとり、つくば市の特性に応じた文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、市民の自主的かつ主体的な文化芸術活動を促進する責務を有する。

(平31条例10・一部改正)

(市民の関心及び理解)

第4条 市は、将来にわたって市民が文化芸術を創造し、享受し、及び発展させることができるよう、市民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるように努めなければならない。

(平31条例10・追加)

(文化芸術団体等の役割)

第5条 文化芸術団体及び事業者は、自主的かつ主体的に文化芸術活動の充実及び人材の育成に努め、文化芸術活動を支援することを通じて、文化芸術を発展させる役割を担うものとする。

(平31条例10・追加)

## 第2章 基本計画

(平31条例10・改称)

第6条 市長は、文化芸術基本法（平成13年法律第148号）第7条の2の規定に基づき、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術推進基本計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 文化芸術の推進の基本的方向
- (2) 文化芸術の推進に関する基本施策
- (3) その他文化芸術の推進に関し必要な事項

3 市長は、基本計画を策定するに当たっては、つくば市文化芸術審議会の意見を聴くものとする。

4 市長は、基本計画の策定に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保

するため、広く市民の意見を求め、これを十分考慮した上で策定を行う仕組みの活用等を図るものとする。

5 市長は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(平31条例10・旧第4条繰下・一部改正)

### 第3章 文化芸術に関する施策の推進

(平31条例10・改称)

第7条 市は、基本計画に基づき、文化芸術の推進を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(平31条例10・旧第5条繰下・一部改正)

### 第4章 つくば市文化芸術審議会

(平31条例10・改称)

(審議会の設置)

第8条 文化芸術の推進に関する重要事項を調査審議するため、つくば市文化芸術審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(平31条例10・旧第7条繰下・一部改正)

(所掌事項)

第9条 審議会は、市長の諮問に応じ、基本計画その他の文化芸術の推進に関する重要事項について調査審議し、市長に答申する。

2 審議会は、文化芸術の推進に関する事項について調査審議し、必要と認めるときは、市長に意見を述べることができる。

(平31条例10・旧第8条繰下・一部改正)

(組織)

第10条 審議会は、委員13人以内をもって組織する。

(平30条例37・一部改正、平31条例10・旧第9条繰下)

(委員)

第11条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 市議会議員
- (2) 文化芸術に関し優れた識見を有する者
- (3) 市内に在住し、在勤し、又は在学する者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(平30条例37・一部改正、平31条例10・旧第10条繰下、令3条例36・一部改正)

(会長及び副会長)

第12条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(平31条例10・旧第11条繰下)

(会議)

第13条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(平31条例10・旧第12条繰下)

(庶務)

第14条 審議会の庶務は、市民部において処理する。

(平17条例1・平21条例38・一部改正、平31条例10・旧第13条繰下)

## 附 則

この条例は、平成16年10月1日から施行する。

## 附 則（平成17年条例第1号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

## 附 則（平成21年条例第38号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

## 附 則（平成30年条例第37号）

この条例は、公布の日から施行する。

## 附 則（平成31年条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。

## 附 則（令和3年条例第36号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（つくば市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 2 つくば市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和62年つくば市条例第15号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略



つくば市

文化芸術推進

基本計画（第2期）  
（案）

令和6年(2024年)3月

〔対象期間〕

令和6年度（2024年度）から  
令和10年度（2028年度）まで

これからの  
やさしさの  
ものさし  
つくばSDGs



# はじめに

令和6年（2024年）3月  
つくば市長 五十嵐 立青

# 目 次

<b>1. つくば市文化芸術推進基本計画（第2期）について</b> .....	1
1.1. 計画策定の目的 .....	1
1.2. つくば市文化芸術推進基本計画（第2期）における対象の定義 .....	2
1.3. 計画の位置付け .....	3
1.4. 計画期間 .....	3
<b>2. 文化芸術を取り巻く現状と課題</b> .....	4
2.1. 文化芸術に関する社会状況の変化 .....	4
2.2. これまでの取組と第1期計画の振り返り .....	9
2.3. 市民アンケート等からみる文化芸術を取り巻く現状 .....	14
2.4. 文化芸術を推進する上での課題 .....	16
<b>3. つくば市文化芸術推進基本計画（第2期）の体系</b> .....	19
3.1. 基本理念 .....	19
3.2. 方針 .....	20
<b>4. 文化芸術の振興に向けた取組内容</b> .....	21
4.1. つくば市文化芸術推進基本計画（第2期）施策の体系 .....	21
4.2. <b>方針①</b> 文化芸術に親しむまち .....	22
4.3. <b>方針②</b> 多様性を尊重するまち .....	25
4.4. <b>方針③</b> 地域の風土を守り、いかすまち .....	27
4.5. <b>方針④</b> 創造的で活力あるまち .....	29
4.6. <b>方針⑤</b> 持続可能な文化コミュニティを実現するまち .....	31
4.7. つくば市内の文化芸術イベント・施設マップ .....	35
4.8. 基本目標と成果指標 .....	36
4.9. 計画の実現に向けた連携・協働体制 .....	37
<b>5. 計画の進行管理・評価方法</b> .....	39
5.1. 計画の進行管理 .....	39
5.2. 評価・見直し方法 .....	40
<b>6. 資料編</b> .....	41
6.1. つくば市文化芸術審議会 .....	41
6.2. 文化芸術に関する市民意識調査報告書（概要版） .....	44
6.3. つくば市文化芸術基本条例 .....	60

# 1. つくば市文化芸術推進基本計画（第2期）について

## 1.1. 計画策定の目的

平成29年（2017年）6月に国の文化芸術基本法が改正され、平成30年（2018年）3月に「文化芸術推進基本計画（第1期）」が閣議決定し、地方公共団体でも計画を策定していく努力目標が定められました。

それを受けて、つくば市は、世界に誇れる、個性あるつくばの文化芸術の創造を推進するために、「つくば市文化芸術推進基本計画（第1期）」を平成31年（2019年）3月に策定しました。同計画では、本市に揃う1本1本のすばらしい糸を連携させ、「まち」という大きな布を織り上げるといふ思いから、「アートで編む」を基本理念に掲げて、5つの基本的方向と11からなる基本施策を設定しました。

しかし、同計画期間には、新型コロナウイルス感染症が全国的に拡大したことで、文化芸術イベントが中止や延期、規模縮小をやむなくされるなど、人々の行動自粛によって、文化芸術活動に関わる機会は減少しました。これにより市内の文化芸術活動は非常に甚大な影響を受けました。

新型コロナウイルス感染症の影響が収束しつつある中、国は令和5年（2023年）3月に「文化芸術推進基本計画（第2期）」を閣議決定しました。ここでは、第1期の4つの目標を中長期目標として基本的に踏襲した上で、今後5年間（令和5年度～令和9年度）において推進する7つの重点取組、16の施策群、これらの施策の着実かつ円滑な実施に必要な取組を示しています。

つくば市においても、「つくば市文化芸術推進基本計画（第1期）」が令和4年（2022年）度に最終年度を迎えたことから、国の「文化芸術推進基本計画（第2期）」や、文化芸術を取り巻く環境の変化、令和4年（2022年）12月から令和5年（2023年）1月に実施した「文化芸術に関する市民意識調査」を踏まえて、令和6年（2024年）3月に「つくば市文化芸術推進基本計画（第2期）」を策定することとしました。

# 1.2. つくば市文化芸術推進基本計画（第2期） における対象の定義

## 1.2.1. 市が振興する文化芸術の定義

文化芸術基本法及び市の地域特性を踏まえ、本計画では以下の分野を「文化芸術」の対象範囲とします。

分野	内容
芸術	文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊、その他の芸術
メディア芸術	映画、漫画、アニメーション及びコンピュータ、その他の電子機器等を利用した芸術
伝統芸能	雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊、その他の我が国及び地域古来の伝統的な芸能
芸能（伝統芸能を除く）	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱、その他の芸能
生活文化	茶道、華道、書道、食文化、その他の生活に係る文化
国民娯楽	囲碁、将棋、その他の国民的娯楽並びに出版物及びレコード等
文化財	有形・無形の文化財等並びに、その保存技術

※文化財については、主として「つくば市文化財保存活用計画」に基づき推進していきます。

## 1.2.2. 本計画とSDGsの関係性

平成27年（2015年）9月に国連本部で開催された第70回国連総会において「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。このアジェンダには、持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development GOALS）として、世界で達成すべき17の目標と169のターゲットが掲げられています。

こうした中、つくば市はSDGsの達成に向けて平成30年（2018年）2月に「持続可能都市ビジョン」を公表し、令和2年（2020年）3月に持続可能都市宣言を発表しました。本計画に基づき更なる文化芸術の振興を図ることは、SDGs（持続可能な開発目標）の以下の目標の達成に寄与します。

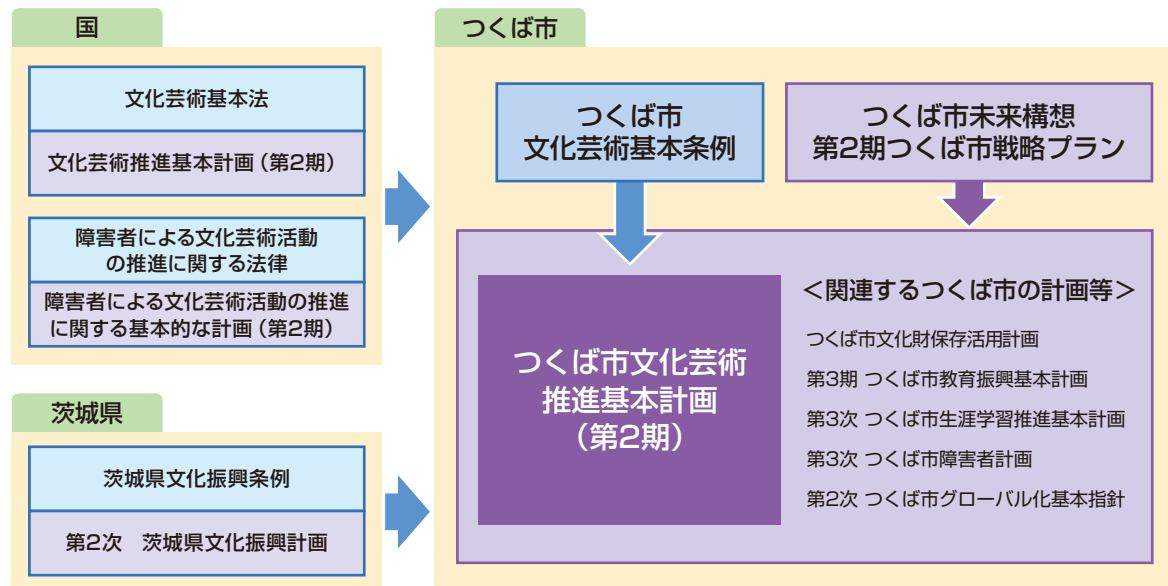
### 本計画と関係するSDGs



# 1.3. 計画の位置付け

本計画は、「つくば市文化芸術基本条例（第1期）」に即して定め、市の既存関連計画及び国や茨城県等の法令、条例等や計画との整合性に配慮しながら策定しています。

「つくば市文化芸術推進基本計画（第2期）」の位置付け



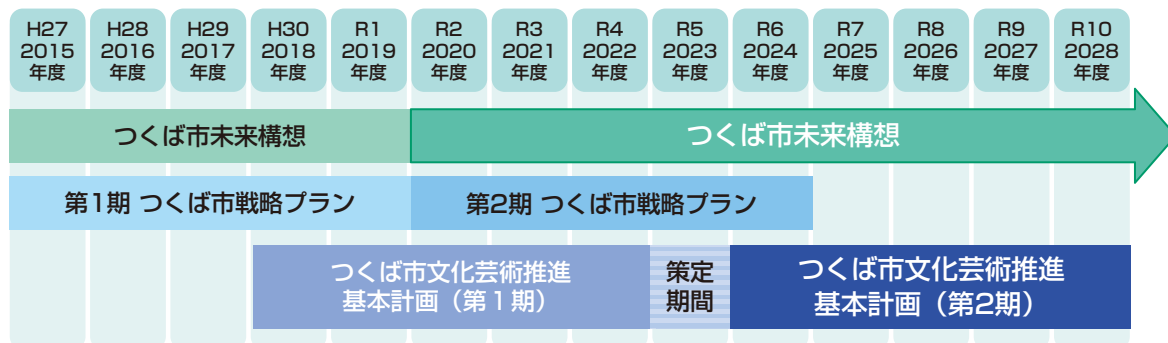
# 1.4. 計画期間

「つくば市文化芸術推進基本計画（第1期）」は、平成30年度（2018年度）から令和4年度（2022年度）までの5か年の計画として策定されました。

「つくば市文化芸術推進基本計画（第2期）」は、令和5年度（2023年度）を策定期間としており、令和6年度（2024年度）から、令和10年度（2028年度）までの5か年の計画として算定します。

※策定期間とした令和5年度は、引き続き第1期計画に基づき進めていきます。

「つくば市文化芸術推進基本計画（第2期）」の計画期間



# 2. 文化芸術を取り巻く現状と課題

## 2.1. 文化芸術に関する社会状況の変化

### 2.1.1. 国の動向

#### (1) 文化芸術推進基本計画（第2期）

国は、平成30年（2018年）3月、文化芸術基本法に基づき「文化芸術推進基本計画（第1期）」を策定しました。計画期間中の文化芸術を取り巻く状況の変化や成果と課題を踏まえ、令和5年（2023年）3月に「文化芸術推進基本計画（第2期）」を閣議決定しました。

「文化芸術推進基本計画（第2期）」の中では、中長期目標と重点取組、計画推進のために必要な取り組みを定めています。

中長期目標が、新型コロナウイルス感染症の影響で達成に至っていないことを踏まえ、第1期の4つの目標を基本的に踏襲しています。

#### 国の文化芸術推進基本計画（第2期）の概要

計画名	文化芸術推進基本計画（第2期）
策定年月	令和5年（2023年）年3月
計画期間	令和5年度（2023年度）～令和9年度（2027年度）
目的・趣旨	同計画内容では、第1期の4つの目標を「中長期目標」として基本的に踏襲した上で、今後5年間（令和5年度（2023年）～令和9年度（2027年））において推進する7つの重点取組、16の施策群、これらの施策の着実かつ円滑な実施に必要な取組を示しているとともに、第2期計画推進のために必要な取組を3つ定めている。

## 中長期目標

- 中長期目標1 文化芸術の創造・発展・継承と教育・参加機会の提供
- 中長期目標2 創造的で活力ある社会の形成
- 中長期目標3 心豊かで多様性のある社会の形成
- 中長期目標4 持続可能で回復力のある地域における文化コミュニティの形成

## 重点取組

- 重点取組1 ポストコロナの創造的な文化芸術活動の推進
- 重点取組2 文化資源の保存と活用の一層の促進
- 重点取組3 文化芸術を通じた次代を担う子供たちの育成
- 重点取組4 多様性を尊重した文化芸術の振興
- 重点取組5 文化芸術のグローバル展開の加速
- 重点取組6 文化芸術を通じた地方創生の推進
- 重点取組7 デジタル技術を活用した文化芸術活動の推進

## 第2期計画推進のために必要な取り組み

- 必要な取組1 社会課題に適時的確に対応するための政策形成・評価と体制構築
- 必要な取組2 第2期計画の戦略的な広報・普及活動の展開
- 必要な取組3 国・地方公共団体等が一体となった文化芸術の振興

## (2) 障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画（第2期）

国は、令和5年（2023年）3月に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響や東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催など、第1期における取組の成果や課題等を踏まえ、「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画（第2期）」を策定しました。第2期計画では、障害者文化芸術推進法に基づき基本的な視点を定めて具体的な施策に取り組むことや目指す姿（目標）を明記しました。

### 障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画（第2期）の概要

計画名	障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画（第2期）
策定年月	令和5年（2023年）3月
計画期間	令和5年度（2023年度）～令和9年度（2027年度）
目的・趣旨	<p>障害者文化芸術推進法は、障害者基本法及び文化芸術基本法の基本的な理念にのっとり、文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的に制定された。</p> <p>「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画（第2期）」は、同法に基づき、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的に策定された。計画では、基本的な方針や、政府が総合的かつ計画的に実施すべき施策、その他必要な事項が定められている。</p>

### 基本的な方針（視点）

- 基本的な方針1 障害者による文化芸術活動の幅広い促進
- 基本的な方針2 障害者による芸術上価値が高い作品等の創造に対する支援の強化
- 基本的な方針3 地域における、障害者の作品等の発表、交流の促進による、心豊かに暮らすことのできる住みよい地域社会の実現

### 第2期計画において目指す姿（目標）

- 目指す姿1 障害者による幅広い文化芸術活動の更なる促進や展開
- 目指す姿2 文化施設及び福祉施設等をはじめとした関係団体・機関等の連携等による、障害者が文化芸術に親しみ、参加する機会等の充実
- 目指す姿3 地域における障害者による文化芸術活動の推進体制の構築



## 2.1.2. 茨城県の動向

### (1) 第2次茨城県文化振興計画

茨城県は、平成29年（2017年）3月に、「茨城県文化振興計画」を策定しました。  
令和4年度（2022年度）からは、「第2次茨城県総合計画～「新しい茨城」への挑戦～」の文化振興行政に関する内容をもって「第2次茨城県文化振興計画」に代えることとし、  
具体的な施策の取組や進行管理を行うものとして、「アクションプラン」を策定しました。  
アクションプランでは、5つの基本的施策に基づき、具体的な取組を進めています。

#### 第2次茨城県文化振興計画・アクションプランの概要

計画名	第2次茨城県文化振興計画・アクションプラン
策定年月	令和4年（2022年）3月
計画期間	令和4年度（2022年度）～令和7年度（2025年度）
目的・趣旨	本計画は、文化振興に関する総合的かつ長期的に講ずべき施策の大綱などを明示することにより、本県の文化振興施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「茨城県文化振興条例」に基づき策定された。

#### 「第2次茨城県総合計画」の文化振興行政に関する内容

##### チャレンジⅢ：新しい人材育成 2. 政策14 学び・文化・スポーツ・遊びを楽しむ茨城

##### 施策（1）生涯にわたる学びと心豊かにする文化・芸術

- ③子どもの豊かな感性や創造性を育むため、優れた芸術を鑑賞し親しむ機会の充実を図るとともに、学校等における文化芸術活動を推進します。
- ④将来の文化を担う人材の育成と伝統文化の継承のため、必要となる資金及び人材の確保などを支援するとともに、県民等の作品を発表する場の提供などに取り組みます。
- ⑤県民が優れた文化芸術に触れる機会を確保するため、県立美術館・歴史館等の環境整備に取り組みほか、文化情報の一元化などにより、効率的・効果的な情報提供を推進します。

## 5つの基本的施策と各種施策（アクションプラン）

	基本的施策	各種施策
1	人材の育成等	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 文化の担い手の育成及び確保</li> <li>(2) 次世代を担う子どもたちの育成</li> <li>(3) 文化に関する教育の充実</li> </ul>
2	文化の振興	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 芸術の振興</li> <li>(2) 伝統文化の継承及び発展</li> <li>(3) 生活文化等の振興</li> <li>(4) 文化を活用した地域づくり</li> <li>(5) 文化交流の促進</li> </ul>
3	文化的資産の活用等	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 文化的資産の活用</li> <li>(2) 文化財の保存等</li> <li>(3) 公共の建物等の建築に当たったの配慮</li> </ul>
4	文化活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 県民の文化活動の充実</li> <li>(2) 高齢者、障害者等の文化活動の普及</li> <li>(3) 青少年の文化活動の普及</li> </ul>
5	文化活動の支援体制の充実等	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 文化情報の収集及び提供</li> <li>(2) 推進体制の整備</li> <li>(3) 文化施設の機能の充実</li> <li>(4) 地域における文化活動の支援</li> <li>(5) 財政上の措置</li> <li>(6) 顕彰</li> </ul>

## 2.2. これまでの取組と第1期計画の振り返り

### 2.2.1. これまでの取組

#### つくば市文化芸術基本条例

つくば市は、平成16年（2004年）に「つくば市文化芸術基本条例」を策定しました。平成31年（2019年）に、文化芸術基本法第7条の2の規定に基づき、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術推進基本計画を定める条例改正を行いました。

#### つくば市文化芸術推進基本計画（第1期）

##### つくば市文化芸術推進基本計画（第1期）の概要

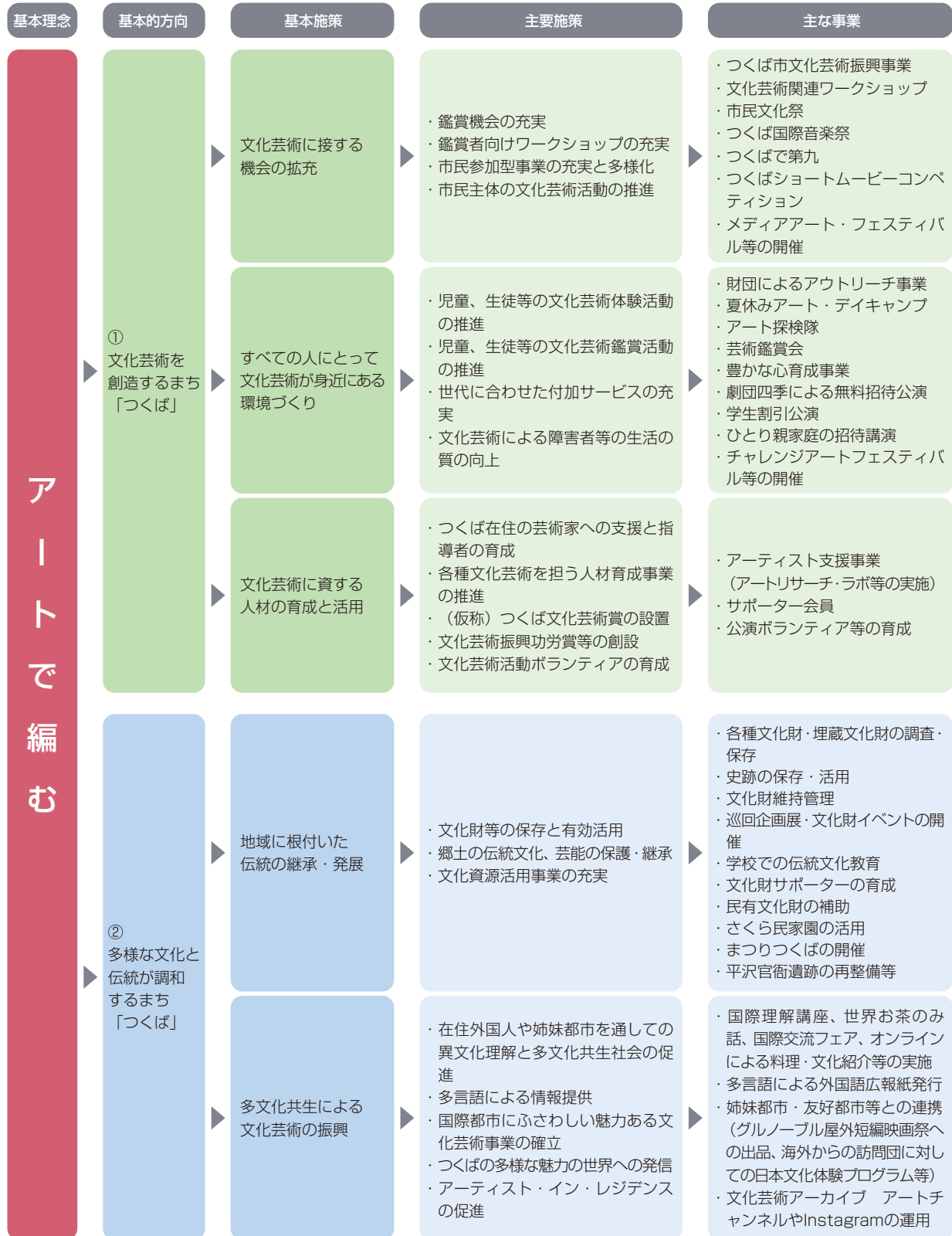
計画名	つくば市文化芸術推進基本計画（第1期）
策定年月	平成31年（2019年）年3月
計画期間	平成30年度（2018年度）～令和4年度（2022年度）
基本理念	<b>基本理念「アートで編む」</b> 文化芸術によって、1本1本のすばらしい糸を連携させていくことで、新しい文化芸術を創造し、大きな「まち」という布を織る

##### つくば市文化芸術推進基本計画（第1期） 基本的方向と基本施策

基本理念	基本的方向	基本施策
アートで編む	①文化芸術を創造するまち「つくば」	1 文化芸術に接する機会の拡充 2 すべての人にとって文化芸術が身近にある環境づくり 3 文化芸術に資する人材の育成と活用
	②多様な文化と伝統が調和するまち「つくば」	4 地域に根付いた伝統の継承・発展 5 多文化共生による文化芸術の振興
	③新しい文化を創出するまち「つくば」	6 科学と融合した文化芸術の振興 7 文化芸術によるイノベーションの創出
	④自然が感性を培うまち「つくば」	8 自然との共生による文化芸術の振興
	⑤文化芸術を实践するまち「つくば」	9 プラットフォームの形成 10 文化施設の整備と活用 11 文化芸術情報の収集と提供

## 2.2.2. 第1期計画の振り返り

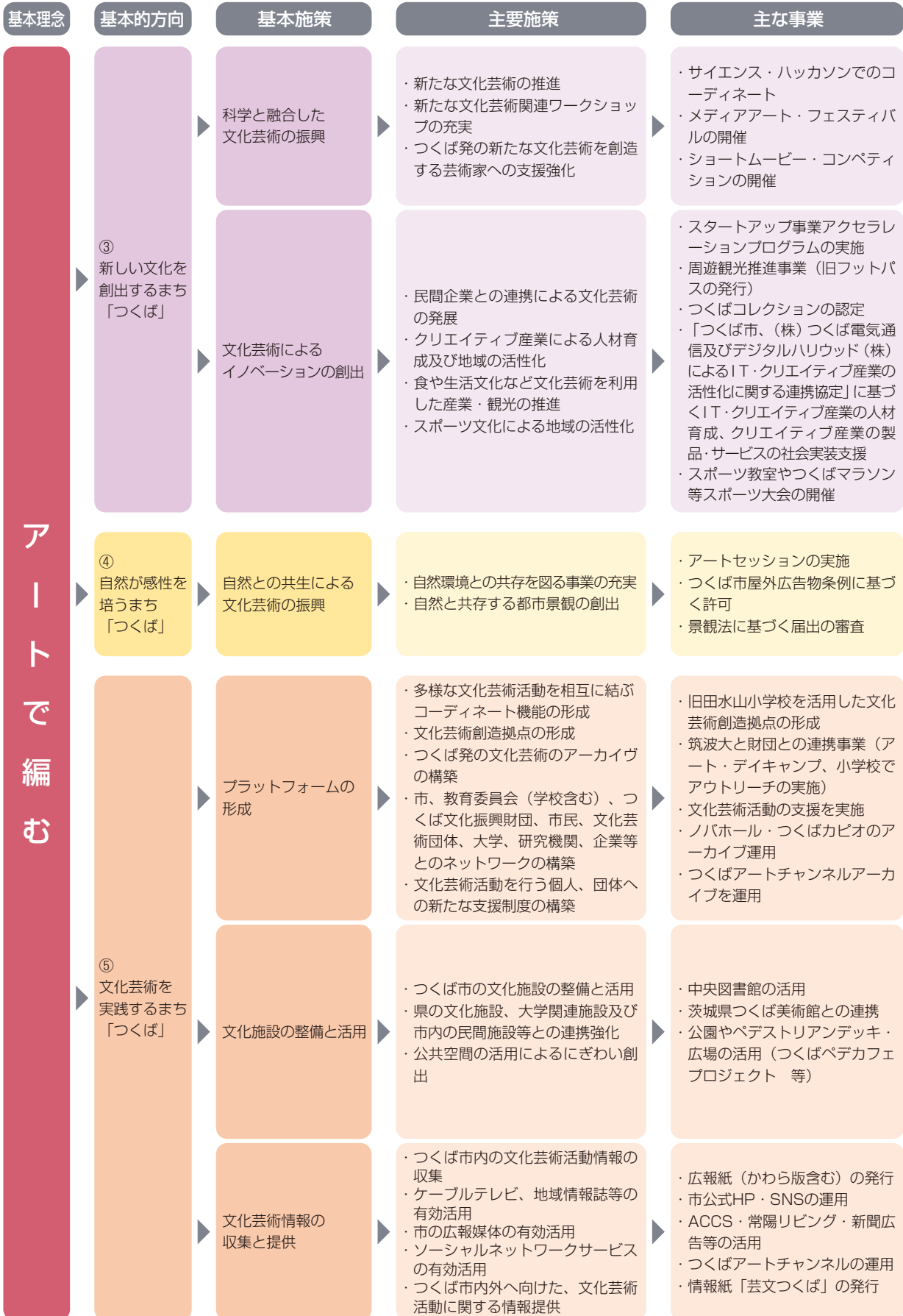
つくば市文化芸術推進基本計画（第1期）の計画期間当初及び末期には、基本的方向に掲げた目標の一定の進捗が見られたものの、計画期間の大半は新型コロナウイルス感



染拡大の影響を大きく受け、進捗が芳しくなく、評価することが適切ではないといった状況であり、課題が残りました。また、このような社会情勢の変化から新たな課題も生まれました。

以下では、施策の体系に沿って成果と課題を整理しました。

成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ SNSを通じたオンライン配信</li> <li>・ 代替事業の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会情勢の変化に応じた、持続可能な文化芸術の推進が必要</li> <li>・ こども達の作品発表の場や体験教室等の参加型イベントの増加が必要</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 多様な芸術活動を実施したことにより、児童生徒の豊かな情操を育成</li> <li>・ 児童生徒の交流を促進</li> <li>・ 障害者（児）の意欲向上と社会参加の促進</li> <li>・ 障害者理解の推進</li> <li>・ 代替事業の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 世代に合わせた付加サービスの強化が必要</li> <li>・ 文化芸術による障害者等の生活の質の向上支援強化が必要</li> <li>・ 子育て世代が参加しやすい文化芸術公演の増加が必要</li> <li>・ 障害者等の文化芸術に触れる機会の拡大が必要</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文化芸術に関わる市民の増加 （サポーター会員、公演ボランティア等）</li> <li>・ 市内アーティスト育成支援事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ つくば在住の芸術家への支援と指導者の育成の推進が必要</li> <li>・ 多様な文化芸術活動を担う人材育成事業の強化が必要</li> <li>・ 文化芸術活動ボランティアの育成が必要</li> <li>・ 文化芸術団体等への活動支援の強化が必要</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文化財の保存</li> <li>・ 調査結果から得られた歴史資料を活用し、展示や講座、イベントを実施したことにより、市民が歴史に触れる機会を提供</li> <li>・ 市指定無形民俗文化財の活動へ補助金を交付</li> <li>・ さくら民家園を一般開放し、伝統的な農家住宅を知る機会、憩いの場を提供</li> <li>・ 代替イベントの開催により、市内の物産品をPRし、経済活動を推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文化資源活用事業の強化が必要</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ オンラインにより事業を実施</li> <li>・ 手法を工夫した異文化理解への事業実施</li> <li>・ 外国語広報紙の発行部数が増加</li> <li>・ 姉妹都市・友好都市等と連携して実施</li> <li>・ 文化芸術アーカイブ等から発信強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 異文化理解と多文化共生社会を促進する事業の強化が必要</li> <li>・ 国際都市にふさわしい魅力ある文化芸術事業の推進が必要</li> <li>・ アーティスト・イン・レジデンスの実施が必要</li> <li>・ 市役所内の連携強化が必要</li> <li>・ 外国語広報紙等の周知活動の強化が必要</li> <li>・ 姉妹都市等海外都市との連携を活用し、世界に向けたつくばの魅力発信が必要</li> </ul>



成 果	課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>サイエンス・ハッカソンによる作品展示により、G20担当大臣会合の機運醸成に貢献</li> <li>つくばの魅力の新たな発信方法の確立</li> <li>事業継続による認知度の向上を通じて、来場者が増加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>メディア芸術など、新たな文化芸術のワークショップの増加が必要</li> <li>つくば発の新たな文化芸術を創造する芸術家への支援が必要</li> <li>市の文化振興事業への協力に対して、研究者・研究機関等への理解浸透の努力が必要</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>スタートアップの事業の拡大</li> <li>クリエイティブ人材と研究者の出会いの場を構築</li> <li>新たなエンターテインメントの体験機会の創出</li> <li>つくばコレクション認証による販路拡大</li> <li>文化芸術分野を含めたスタートアップ支援</li> <li>旧フットパスによる誘客実施</li> <li>感染拡大の影響がある中でのスポーツ教室開催</li> <li>オンラインによるつくばマラソンの開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>民間企業との連携強化が必要</li> <li>クリエイティブ産業による人材育成と地域活性化が必要</li> <li>食や生活文化など文化芸術を利用した産業・観光の推進強化が必要</li> <li>観光事業との連携強化が必要</li> <li>新たなコンテンツを開発することにより、周遊観光事業の推進など、文化芸術を活用した地域の活性化の促進が必要</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>自然を生かしたアートセッションの実施</li> <li>つくば市屋外広告物条例の適正な運用による無秩序な広告物の掲出の防止及び街並み景観、道路沿道景観、都市景観等の維持保全</li> <li>景観形成基準に基づく規制誘導による良好な景観の維持・形成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然環境と共存・共生する文化芸術活動の推進が必要</li> <li>筑波山を筆頭とするつくばの自然との共生を図る文化芸術事業の拡充が必要</li> <li>環境保全に対する市民意識の向上が必要</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>文化芸術創造拠点の形成に向けた計画</li> <li>市内の大学との連携事業の実施</li> <li>アーカイブを活用した事業や情報発信</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>多様な資源を活用し、相互に結ぶコーディネート機能の構築が必要</li> <li>文化芸術創造拠点基本計画に基づいた形成が必要</li> <li>市、教育委員会（学校含む）、つくば文化振興財団、市民、文化芸術団体、大学、研究機関、企業等、様々な主体を相互に結び付けるソフト面でのプラットフォーム形成の実現が必要</li> <li>文化芸術活動を行う個人や団体への新たな支援制度の設置が必要</li> <li>文化芸術分野の専門職員の配置が必要</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>感染症対策を講じてのイベントを実施</li> <li>一部の事業を先送りしたが、多くの事業を実施</li> <li>公共空間において地域団体等との連携イベントを実施し、街のにぎわいを創出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>文化施設の整備や活用の推進が必要</li> <li>文化芸術施設の老朽化に伴う計画的な改修、修繕が必要</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>広報紙、HP、SNSによる文化芸術情報を発信し、幅広い年齢層に対して情報発信</li> <li>文化芸術に特化した「つくばアートチャンネル」による情報発信を展開</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内外へ向けた、文化芸術活動に関する情報提供の拡充が必要</li> <li>わかりやすい情報発信の工夫が必要</li> <li>文化芸術に関する広報の認知度向上が必要</li> </ul>

## 2.3 市民アンケート等からみる文化芸術を取り巻く現状

市は「つくば市文化芸術推進基本計画（第2期）」を策定するにあたり、文化芸術の推進に関する方針を再考し、改定するために令和4年度（2022年度）「文化芸術に関する市民意識調査」（市民アンケート）を実施しました（詳細は43ページ～58ページを参照）。以下では、本アンケートから市内の文化芸術の現状を確認します。

### 2.3.1.市民の文化芸術との関わり方

#### (1) 過去1年間の文化芸術の鑑賞・体験の有無・頻度

- ・過去1年間（令和3年12月～令和4年11月）における文化芸術の鑑賞・体験の状況を見ると、「鑑賞・体験した」が7割弱となっています。（p47図表1）
- ・鑑賞・体験した市民の頻度を見ると、「年に数回」が4割となった一方、「ほぼ毎日」が3割弱と二極化の傾向がみられます。（p47図表2）
- ・過去1年間に文化芸術を鑑賞・体験しなかった理由を見ると、「新型コロナウイルス感染症の影響で外出を自粛したから」が5割と最も多く、次いで「時間がないから」が4割弱となっています。（p52図表8）

#### (2) 「自宅等」での文化芸術の鑑賞・体験状況

- ・市民が過去1年間に「自宅等」で鑑賞・体験した文化芸術分野を見ると、「メディア芸術」が約8割と最も多く、次いで「芸術」、「芸能（伝統芸能を除く）」となっています。（p48図表3）
- ・過去1年間に「自宅等」で文化芸術を鑑賞・体験した市民のオンラインによる鑑賞・体験状況（無料または有料は問わない）を見ると、「鑑賞・体験した」が7割弱となっています。（p49図表5）
- ・オンラインにより鑑賞・体験した内容を見ると、「コンサート等の音楽イベント」が約7割と最も多く、次いで「美術館・博物館等の企画」、「歴史的な建物や遺跡」となっています。（p50図表6）

#### (3) 「自宅等以外」での文化芸術の鑑賞・体験状況

- ・市民が過去1年間に「自宅等以外」で鑑賞・体験した文化芸術分野を見ると、「芸術」が5割超と最も多く、次いで「メディア芸術」、「文化財」となっています。（p49図表4）
- ・過去1年間において自宅等以外で文化芸術を鑑賞・体験した市民の鑑賞・体験した施設を見ると、「市内の映画館」が約3割と最も多く、次いで「東京都内の文化芸術施設」、「ノバホール」となっています。（p51図表7）



#### (4) 新型コロナウイルス感染症の影響

- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大前と拡大後における文化芸術の鑑賞・体験頻度の変化をみると、「減少した」が6割弱と最も多く、次いで「変化していない」が3割超、「増加した」が約1割となっています。(p53図表9)
- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大前後で文化芸術の鑑賞・体験頻度が減少した理由をみると、「外出を自粛したから」が約9割と最も多く、次いで「文化芸術に係るイベントや催事が中止(延期)となったから」が約5割となっています。(p54図表10)

#### (5) 文化芸術に関する情報の入手方法

- ・ 文化芸術に関する情報の入手方法をみると、「つくば市の広報紙・ホームページ」が約6割と最も多く、次いで「地域情報誌(常陽リビングなど)」が4割弱、「チラシ、ポスター」と「SNS (Facebook、X (旧Twitter) など)」が3割超となっています。(p56図表12)

### 2.3.2. 市の文化芸術に関する取り組みへの評価・期待

#### (1) つくば市の文化芸術に関する取り組みに対する現状の満足度

- ・ つくば市の文化芸術に関する取り組みに対する現状の満足度を「満足評価(「満足」と「どちらかといえば満足」の合計)」からみると、「つくばの豊かで美しい自然と共存した都市景観や文化芸術活動」が最も多く、次いで「科学と芸術を融合したつくば発の新たな文化芸術」、「文化芸術を担う個人や団体、大学、研究機関、企業とのネットワーク」、「鑑賞や創作、ワークショップなど、市民が文化芸術に触れる機会」となっています。(p55図表11)

#### (2) つくば市の文化芸術に関する取り組みにおける今後の重要度

- ・ つくば市の文化芸術に関する取り組みにおける今後の重要度を「重要評価(「重要」と「どちらかといえば重要」の合計)」をみると、「つくばの豊かで美しい自然と共存した都市景観や文化芸術活動」が9割と最も多く、次いで「文化財の保存・活用、伝統文化行事の支援など、地域に根付いた伝統の継承・発展」、「鑑賞や創作、ワークショップなど、市民が文化芸術に触れる機会」となっています(p58図表14)。

#### (3) 今後のつくば市の文化芸術に期待すること

- ・ つくば市の文化芸術に今後期待することは、「優れた文化芸術を鑑賞する機会の提供」が最も多く、次いで「プロのアーティストとの触れ合う機会の提供」、「周辺地区にある施設について、設備・運営の充実を図ることによる利活用の促進」となっています(p57図表19)。

## 2.4. 文化芸術を推進する上での課題

つくば市文化芸術推進基本計画（第1期）の振り返りや令和4年度に実施した市民意識調査の結果から、基本的方向ごとの課題を以下のA、B、Cに分類して整理しました。

- A：第1期主要施策からの課題 } 第1期からの振り返りP 10～P 13参照  
B：主要施策担当課からの課題 }  
C：文化芸術に関する市民意識調査結果からの課題 P 43～P 58参照

### 基本的方向① | 文化芸術を創造するまち「つくば」

市民が生活の一部として文化芸術に親しめるように、誰もが身近に文化芸術に触れることができ、また、自ら参加することができるような環境整備を進めてきました。

さらに、文化芸術の創造・発展・継承に向けて、各種団体や人材の育成支援などを展開することで「文化芸術を創造するまち「つくば」」を目指しました。

#### 【課題】

A	<ul style="list-style-type: none"><li>● 世代に合わせた付加サービスの強化が必要</li><li>● 文化芸術による障害者等の生活の質の向上支援強化が必要</li><li>● つくば在住の芸術家への支援と指導者の育成の推進が必要</li><li>● 多様な文化芸術活動を担う人材育成事業の強化が必要</li><li>● 文化芸術活動ボランティアの育成が必要</li></ul>
B	<ul style="list-style-type: none"><li>● 社会情勢の変化に応じた、持続可能な文化芸術の推進が必要</li><li>● こども達の作品発表の場や体験教室等の参加型イベントの増加が必要</li><li>● 子育て世代が参加しやすい文化芸術公演の増加が必要</li><li>● 障害者等の文化芸術に触れる機会の拡大が必要</li><li>● 文化芸術団体等への活動支援の強化が必要</li></ul>
C	<ul style="list-style-type: none"><li>● すべての人にとって文化芸術が身近となるような環境の整備が必要</li><li>● 芸術家や指導者など文化芸術を担う人材の育成や活用が必要</li><li>● 優れた文化芸術公演を鑑賞する機会の拡大が必要</li><li>● プロのアーティストと触れ合う機会の拡大が必要</li><li>● 鑑賞や創作、ワークショップなど、市民が文化芸術に触れる機会が必要</li></ul>

## 基本的方向② | 多様な文化と伝統が調和するまち「つくば」

つくば市には、古くから続く集落や街並み、筑波研究学園都市の核となる研究学園地区、つくばセンター地区などがあり、それぞれに特色のある歴史や文化があります。また、留学生をはじめ海外からの研究者やその家族など多くの外国人が居住しています。これら個性の伸長と調和を図り、「多様な文化と伝統が調和するまち「つくば」」を目指しました。

### 【課題】

A	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 文化資源活用事業の強化が必要</li> <li>● 異文化理解と多文化共生社会を促進する事業の強化が必要</li> <li>● 国際都市にふさわしい魅力ある文化芸術事業の推進が必要</li> <li>● アーティスト・イン・レジデンスの実施が必要</li> </ul>
B	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市役所内の連携の強化が必要</li> <li>● 外国語広報紙等の周知活動の強化が必要</li> <li>● 姉妹都市等との連携を活用し、世界に向けたつくばの魅力発信が必要</li> </ul>
C	<ul style="list-style-type: none"> <li>● つくばの多様な魅力を発信する国際都市にふさわしい魅力ある文化芸術事業の増加が必要</li> </ul>

※文化財については、主として「つくば市文化財保存活用計画」に基づき推進していきます。

## 基本的方向③ | 新しい文化を創出するまち「つくば」

つくば市は、既存の資源にとらわれず、未来を模索する科学技術やスタートアップの創出及び成長支援に力を入れています。これらと文化芸術を調和させることで相乗効果をねらい、イノベーションを生み出す「新しい文化を創出するまち「つくば」」を目指しました。

### 【課題】

A	<ul style="list-style-type: none"> <li>● メディア芸術など、新たな文化芸術のワークショップの増加が必要</li> <li>● つくば発の新たな文化芸術を創造する芸術家への支援が必要</li> <li>● 民間企業との連携強化が必要</li> <li>● クリエイティブ産業による人材育成と地域活性化の推進が必要</li> <li>● 食や生活文化など文化芸術を利用した産業・観光の推進強化が必要</li> </ul>
B	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市の文化振興事業への協力に対して、研究者・研究機関等への理解浸透の努力が必要</li> <li>● 観光事業との連携強化が必要</li> <li>● 新たなコンテンツの開発による周遊観光事業の推進など、文化芸術を活用した地域の活性化が必要</li> </ul>
C	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市内の文化芸術情報を収集し、多様なメディアを通じた情報提供が必要</li> <li>● 科学技術と芸術を融合したつくば発の新たな文化芸術の発信促進が必要</li> </ul>

## 基本的方向④ | 自然が感性を培うまち「つくば」

筑波山は広域にわたる住民の郷土文化の形成に深く関わってきました。また、豊かで美しい自然は、人々の感性を育ててきました。各種の市民活動や市の施策展開において、自然との調和、共生の視点を踏まえて、貴重な環境資源を守り、「自然が感性を培うまち「つくば」」を目指しました。

### 【課題】

A	<ul style="list-style-type: none"><li>● 自然環境と共存・共生する文化芸術活動の推進が必要</li></ul>
B	<ul style="list-style-type: none"><li>● 筑波山を筆頭とするつくばの自然との共生を図る文化芸術事業の拡充が必要</li><li>● 環境保全に対する市民意識の向上が必要</li></ul>
C	<ul style="list-style-type: none"><li>● つくばの豊かで美しい自然と共存・共生した都市景観や文化芸術活動の機会の拡大が必要</li></ul>

## 基本的方向⑤ | 文化芸術を実践するまち「つくば」

つくば発の文化芸術について、文化芸術施策を展開するプラットフォームの形成や文化施設の整備と活用、文化芸術情報の収集と提供などにより「文化芸術を実践するまち「つくば」」を目指しました。

### 【課題】

A	<ul style="list-style-type: none"><li>● 多様な資源を活用し、相互に結ぶコーディネート機能の構築が必要</li><li>● 文化芸術創造拠点基本計画に基づいた形成が必要</li><li>● 市、教育委員会（学校含む）、つくば文化振興財団、市民、文化芸術団体、大学、研究機関、企業等、様々な主体を相互に結び付けるソフト面でのプラットフォーム形成の実現が必要</li><li>● 文化芸術活動を行う個人や企業を対象にした新たな支援制度の設置が必要</li><li>● 文化施設の整備や活用の推進が必要</li><li>● 市内外へ向けた、文化芸術活動に関する情報提供の拡充が必要</li></ul>
B	<ul style="list-style-type: none"><li>● 文化芸術分野の専門職員の配置が必要</li><li>● 文化芸術施設の老朽化に伴う計画的な改修、修繕が必要</li><li>● わかりやすい情報発信の工夫が必要</li><li>● 文化芸術に関する広報の認知度向上が必要</li></ul>
C	<ul style="list-style-type: none"><li>● 周辺地区にある施設の設備や運営方法の検討が必要</li></ul>

# 3. つくば市文化芸術推進基本計画（第2期）の体系

## 3.1. 基本理念

### ・ アートで編む ・

つくば市文化芸術推進基本計画（第1期）では、基本理念を「アートで編む」としました。

文化芸術は、豊かな人間性や創造性を育む役割を担うとともに、人々の心の繋がりを強め、多様性や活力を生み出す社会を形成する基盤となります。また、人々の日常に根差しており、生活を充実させることにも貢献しています。

私たちの生活は、令和2年（2020年）から始まった新型コロナウイルスの感染拡大により一変し、健康的な被害はもとより、行動様式の変容を迫られ、大きな困難や不安に直面しました。感染予防の観点から、人々の触れ合う機会や活動が奪われ、心理的な距離が生まれるなど、社会的なつながりが希薄化しました。文化芸術は、こうした大きな生活の変化の中で、人々に日々を生きる希望を与えるものとして、その価値が再認識されました。

近年の文化芸術は、観光などの産業やまちづくり、科学技術、国際交流、福祉など、異なる分野と結びつくことによって、様々な価値を創出し、地域の経済的な成長にも貢献しています。

さらに、文化芸術は、様々な背景を持つ人々が尊重しながら安心して生活できるように、人々の多様性を認め、包摂性を高めることで、持続可能な社会を創ることも期待されています。このような社会を実現することは、市民のウェルビーイング（※）の向上に繋がります。

つくば市は、これらのことを踏まえて、行政や市民、大学、研究機関などの異なる主体や立場、自然や科学技術、国際交流など市の多面的な魅力を、文化芸術により有機的に結びつけていくことを目指します。1本1本のすばらしい糸（主体や魅力）を連携させていくことで、新しい文化芸術を創造し、大きな「まち」という布を織る思いを基本理念に込めました。

第1期計画で定めた基本理念は、中長期的な視点に立って設定しました。また、新型コロナウイルス感染症の影響により第1期に掲げた取り組みが道半ばである状況を踏まえて、第2期計画の基本理念も第1期計画と同様に「アートで編む」としました。

（※）「ウェルビーイング」とは、身体的、精神的、社会的に良好な状態であることを意味する包括的な概念

## 3.2. 方針

基本理念「アートで編む」の実現に向けて、第1期の課題から施策の体系を見直し、以下の5つの方針（基本的方向）を設定しました。

### 方針① 文化芸術に親しむまち

文化芸術が市民の生活の一部となるよう、誰もが身近に文化芸術に触れることができ、自ら参加して創作できる環境を整備します。あわせて、市の文化芸術の創造・発展・継承に向けて、それを担う各種団体や人材の育成を行います。

### 方針② 多様性を尊重するまち

留学生や、海外からの研究者、その家族など多くの外国人が居住しているほか、他市町村からの移住による人口増加の過程にあるつくば市では、出身地、世代、性別、障害の有無、国籍の違いなどによる多様な個性が集まっています。これら個性を伸ばし、互いに尊重しあえるよう、文化芸術を通じて支援します。

### 方針③ 地域の風土を守り、いかすまち

つくば市内には、日本固有の伝統や文化に関わる資産や活動が根付いています。また、筑波山などの豊かで美しい自然は、市民の感性や郷土文化の形成に深く関わっています。さらに、古くから続く集落や街並み、研究機関が多く立地する研究学園地区、つくば駅周辺のつくばセンター地区など、市内には各地域に特色のある歴史や文化があります。貴重な環境資源や特色ある文化を守り、時に活用しながら、次世代へ継承していきます。

### 方針④ 創造的で活力あるまち

市は、未来を模索する科学技術やスタートアップの振興に力を入れています。これらと文化芸術を融合、調和させることで相乗効果をねらい、イノベーションを生み出し、地方創生や地域活性化を後押しします。

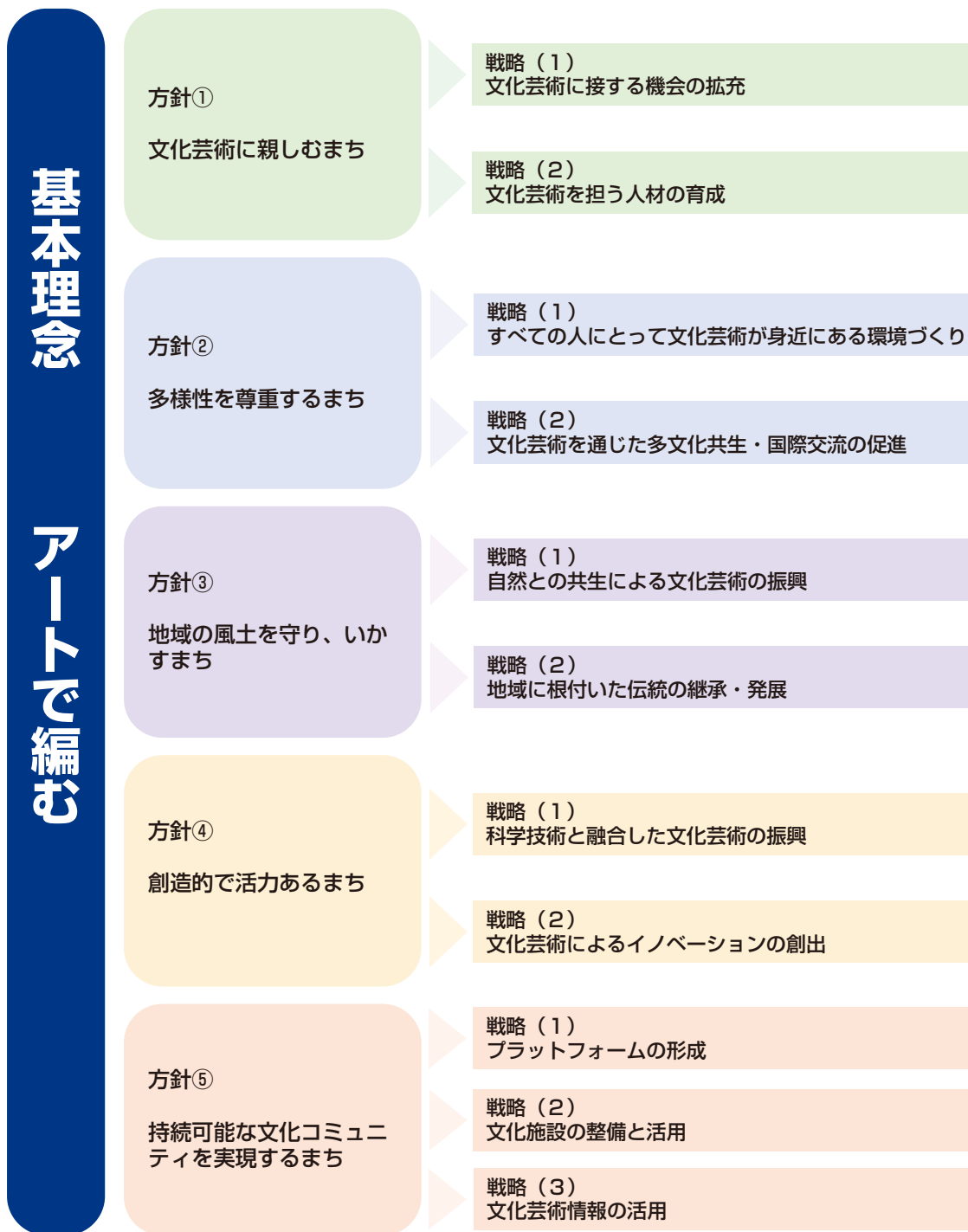
### 方針⑤ 持続可能な文化コミュニティを実現するまち

市の資源や個性を活かした魅力ある文化芸術を創造していくためのプラットフォームの形成や、文化芸術施設の整備を行うこと、また、市内の文化芸術情報の収集や発信を効果的に行うことで、文化芸術の活動環境を整えます。「アートで編む」を実現・継続していくための文化コミュニティを形成します。

# 4. 文化芸術の振興に向けた取組内容

## 4.1. つくば市文化芸術推進基本計画（第2期） 施策の体系

本基本理念に基づき、文化芸術推進の施策体系として5つの方針（基本的方向）、11の戦略（基本施策）を以下のとおり設定します。



## 4.2. 方針① 文化芸術に親しむまち

### 戦略1 文化芸術に接する機会の拡充

文化芸術が市民の生活の一部となるよう、文化芸術に触れる機会の拡充を図るほか、自ら創作できる環境整備を進めます。

#### 施策(1) 鑑賞・体験機会の拡充

##### 主な取組例

- ・つくば市文化芸術振興事業
- ・つくば市民文化祭
- ・家庭教育推進事業
- ・市主催の各種講座
- ・公立保育所、幼稚園での鑑賞・体験活動
- ・児童館、公設児童クラブでの鑑賞・体験活動
- ・子育て総合支援センターでの子育てイベント
- ・文化芸術イベントに関するつくば市の後援名義の使用承認



お茶会体験（つくば市民文化祭）



市民合唱団による「つくばで第九」

#### 施策(2) 表現・実践する機会の拡充

##### 主な取組例

- ・つくば市文化芸術振興事業
- ・つくば市民文化祭
- ・つくば市小中学校芸術展
- ・ノバホール音楽会
- ・チャレンジアートフェスティバル
- ・公立保育所、幼稚園での表現・実践活動



作品展（チャレンジアートフェスティバルinつくば）



ステージ発表（つくば市民文化祭）



施策（3）こどもたちが優れた文化芸術に触れることができる機会の拡充

主な取組例

- ・おはなし会や学校訪問ブックトーク等
- ・豊かな心育成事業 劇団四季「こころの劇場」
- ・小中学校・義務教育学校への芸術家派遣
- ・アウトリーチ事業
- ・公立保育所や幼稚園の所外保育、園外保育での芸術鑑賞



小学校でのアウトリーチ事業



中央図書館職員による学校訪問ブックトーク

戦略2 文化芸術を担う人材の育成

市の文化芸術の創造・発展・継承に向けて、各種団体や人材の育成支援等を行います。

施策（1）市内で活動する芸術家への支援と指導者の育成

主な取組例

- ・芸術家向けワークショップ
- ・（公財）つくば文化振興財団活動支援事業
- ・公演・イベント等の後援



芸術家向けワークショップ（つくばアートラボ）



活動支援事業に採択された事業

## 施策（2）各種文化芸術を担う人材育成事業の推進

### 主な取組例

- ・ 児童・生徒、学生向け文化芸術事業
- ・ つくば市小中学校芸術展
- ・ アウトリーチ事業
- ・ プロによる中高生への楽器演奏クリニック
- ・ 文化芸術に関する保育者研修



つくば市小中学校芸術展



プロによる中高生への楽器演奏クリニック

## 施策（3）文化芸術活動ボランティアの育成

### 主な取組例

- ・ 公演・イベントボランティア
- ・ 市民文化祭等での地域ボランティア
- ・ ボランティア登録
- ・ 公立幼稚園での文化芸術活動ボランティア



ボランティアによる石仏調査風景



市民文化祭での高校生による運営ボランティア

## 4.3. 方針② 多様性を尊重するまち

### 戦略1 すべての人にとって文化芸術が身近にある環境づくり

年齢、性別、障害の有無、国籍や出身地の違い、さらには経済的な事情または居住する地域等にかかわらず等しく、すべての人が文化芸術を鑑賞し、参加し、創造できる環境づくりを行います。

#### 施策（1）性別、年齢、障害の有無や国籍にかかわらず活動できる環境づくり

##### 主な取組例

- ・ チャレンジアートフェスティバル
- ・ 障害の有無にかかわらず一緒に参加できる公演・イベント
- ・ 多言語対応した広報活動や催事運営



舞台発表（チャレンジアートフェスティバルinつくば）



難聴児学級でのアウトリーチ事業

#### 施策（2）多様なニーズに合わせたサービスの充実

##### 主な取組例

- ・ いきいきサロン事業
- ・ 親子向け公演-イベント
- ・ フリーコンサート（無料）
- ・ 高齢者文化芸術鑑賞助成事業（シニア割）



いきいきサロンでの絵手紙体験



親子向け公演-イベント

## 戦略2 文化芸術を通じた多文化共生・国際交流の促進

多言語での情報提供や、国籍を越えた文化交流の機会を創出することで、地域における異文化理解と多文化共生を促進します。また、つくばとのつながりを通じて、海外の人々が日本・つくばの文化芸術に触れる機会を創出します。

### 施策（1）多様な国籍の住民がともに文化芸術に親しみ、異文化理解を深める 機会の創出

#### 主な取組例

- ・つくばフェスティバル（国際交流ステージ）
- ・世界お茶のみ話
- ・国際理解講座



つくばフェスティバルでのステージ発表



国際理解講座

### 施策（2）国際色豊かな魅力ある文化芸術事業の促進

#### 主な取組例

- ・アーティスト・イン・レジデンス
- ・グルノーブル野外短編映画祭への出品
- ・海外アーティストの公演事業
- ・姉妹都市等との交流



中央公園でのアーティストインレジデンス



日韓文化交流

## 4.4. 方針③ 地域の風土を守り、いかすまち

### 戦略1 自然との共生による文化芸術の振興

筑波山を筆頭とするつくばの豊かで美しい自然と共生する文化芸術の振興を図り、自然環境をいかした文化芸術事業の充実や都市景観の創出を実現させます。

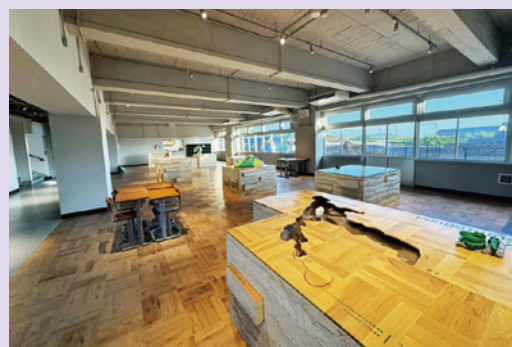
#### 施策(1) 自然環境との共生を図る事業の充実

##### 主な取組例

- ・木育事業（木のおもちゃ広場事業）
- ・筑波山地域ジオパーク推進事業
- ・つくばジオミュージアム



木のおもちゃ広場



つくばジオミュージアム

#### 施策(2) 自然と共存する都市景観の創出

##### 主な取組例

- ・みどりの基本計画の改定
- ・里山林整備推進事業
- ・つくば市屋外広告物条例に基づく許可
- ・景観法に基づく届出の審査



研究学園駅周辺の開発（学園の杜公園）



国道408号線の街路樹

## 戦略2 地域に根付いた伝統の継承・発展

日本の伝統や文化はもちろんのこと、「つくば市文化財保存活用計画」に基づき、つくばに根付く歴史的、芸術的、学術的な魅力・価値を有する有形・無形の文化財等、地域の貴重な文化資源を保存するほか、時に活用しながら、次世代へ継承していきます。

### 施策（1）つくば市文化財保存活用計画の推進

#### 主な取組例

- ・調査事業（文化財や歴史の再調査及び整理、データベース化等）
- ・保存事業（平沢官衙遺跡再整備等）
- ・活用事業（金田官衙遺跡保存活用計画策定の検討等）



再整備前の平沢官衙遺跡



埋蔵文化財整理体験風景

### 施策（2）日本の伝統文化・地域の文化資源の活用

#### 主な取組例

- ・地域交流センター講座
- ・保育所や幼稚園等での日本の伝統文化と季節に関連した行事



幼稚園でのがまの油売り口上の実演



幼稚園での伝統芸能「二の宮太鼓」の鑑賞

## 4.5. 方針④ 創造的で活力あるまち

### 戦略1 科学技術と融合した文化芸術の振興

市の強みである「科学技術」と文化芸術を融合させたメディア芸術を推進し、独自の文化芸術事業を確立します。

#### 施策(1) デジタル技術を活用した文化芸術活動の推進

##### 主な取組例

- ・つくばメディアアートフェスティバル
- ・つくばサイエンスハッカソン
- ・つくばショートムービーコンペティション



つくばメディアアートフェスティバル



つくばショートムービーコンペティション

## 戦略2 文化芸術によるイノベーションの創出

市内の様々な産業や分野と文化芸術を融合、調和させることで相乗効果をねらい、イノベーションを生み出すことで、地方創生や地域活性化を後押しします。

### 施策（1）他分野連携による地域活性化

#### 主な取組例

- ・つくば駅周辺を中心とする研究学園地区の公共空間の活用
- ・周辺市街地（R8）の地域づくりに関わる人たちとの連携
- ・弱虫ペダルサイクリングチームとの連携協定



R8 北条アースワーク展



つくばセンター広場を活用したイベントの開催

### 施策（2）食や生活文化等、文化観光の推進

#### 主な取組例

- ・つくばコレクション認証制度の運用
- ・観光PR用動画作成、写真撮影
- ・フットパス事業



つくばコレクション



観光PR動画サムネイル

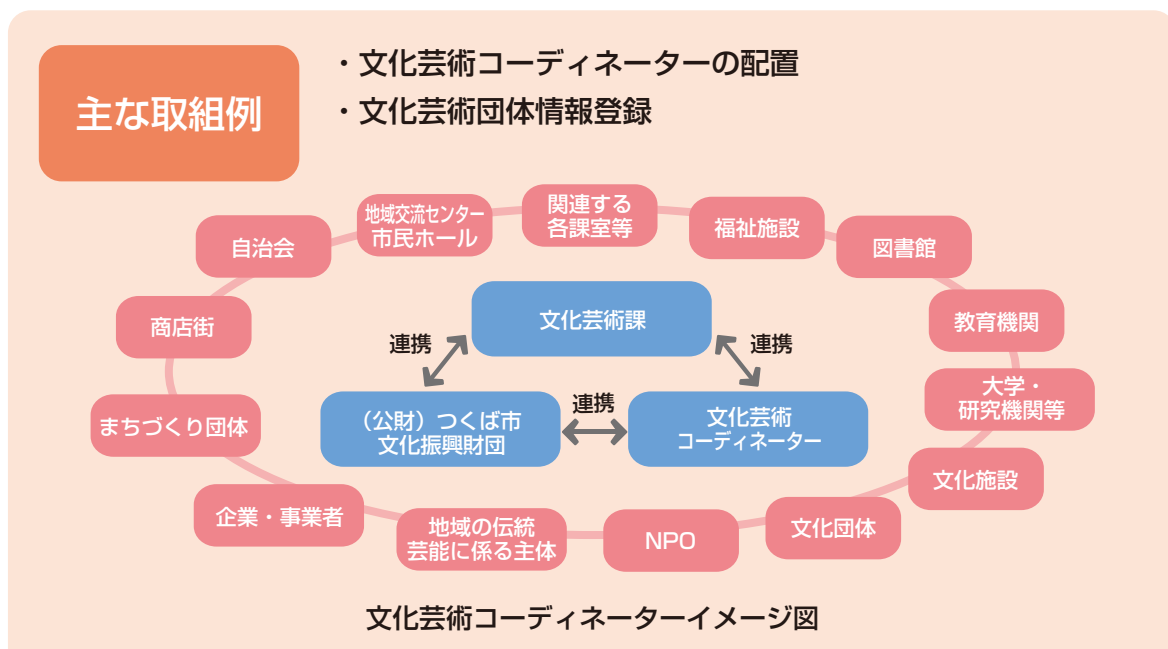


## 4.6. 方針⑤ 持続可能な文化コミュニティを実現するまち

### 戦略1 プラットフォームの形成

市の資源や個性を活かした魅力ある文化芸術を創造していくため、多様な要素が連携・協働して文化芸術を推進できるプラットフォームを形成します。

#### 施策（1）多様な文化芸術活動を相互に結ぶコーディネート機能の形成



#### 施策（2）文化芸術創造拠点の形成・整備

**主な取組例**

- ・旧田水山小学校を利活用した文化芸術創造拠点の整備
- ・文化芸術と地域コミュニティが結びついた施設の形成
- ・文化芸術創造拠点整備のための試行事業



旧田水山小学校外観



旧田水山小学校整備活用検討のための試行事業

### 施策（3）様々な主体とのネットワーク構築

#### 主な取組例

- ・夏休みアートマルシェ
- ・つくばショートムービーコンペディション
- ・つくばSDGsパートナーズ
- ・つくばメディアアートフェスティバル



アートマルシェ作品制作の様子



アーティストによる研究所訪問（つくばサイエンスハッカソン2021）

### 施策（4）文化芸術活動を行う個人、団体への新たな支援制度の構築

#### 主な取組例

- ・アイラブつくばまちづくり補助事業
- ・つくばアトラボ等継続した支援制度



アイラブつくばまちづくり補助金対象事業の様子（つくばねかるた会）



つくばアートリサーチラボ

## 戦略2 文化施設の整備と活用

文化芸術の創造の場とともに、保存・継承、交流拠点など幅広い役割を果たしている文化施設の整備と活用を進めます。

### 施策（1）市立文化施設の整備と活用

#### 主な取組例

- ・ノバホール、つくばカピオ
- ・中央公園 市民ギャラリー
- ・研究学園駅前公園 古民家「スタイル館」
- ・地域交流センター、市民ホール



ノバホール



つくばカピオ

### 施策（2）市内文化施設や公共空間の活用

#### 主な取組例

- ・茨城県つくば美術館
- ・つくば駅周辺を中心とする研究学園地区の公共空間
- ・公共空間を活用した美術作品展示支援



竹園公園での美術作品展示（土と火から生まれた動物たち）



筑波大学アート&デザインストリートフラッグ

## 戦略（3）文化芸術情報の活用

文化芸術に関する情報の収集と提供を実施することで、市民の活発な文化芸術活動を促すとともに、つくば市の魅力をPRし、内外との交流につなげます。

### 施策（1）文化芸術活動情報の収集・提供

#### 主な取組例

- ・地域交流センター活動団体登録  
＜情報収集・提供ツール＞
- ・広報つくば ・市ホームページ
- ・つくばスマートシティアプリ「つくスマ」
- ・SNS (Facebook、X (旧twitter)、Instagram)



広報つくば



地域交流センター活動団体登録

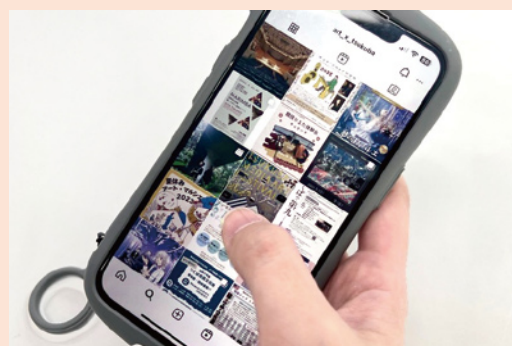
### 施策（2）つくば発の文化芸術のアーカイブの拡充

#### 主な取組例

- ・つくば市文化芸術アーカイブサイトInstagram「アートのクロスつくば」
- ・つくば市文化芸術アーカイブ「つくばアートチャンネル」
- ・つくば市公式YouTube「つくばアートチャンネル」



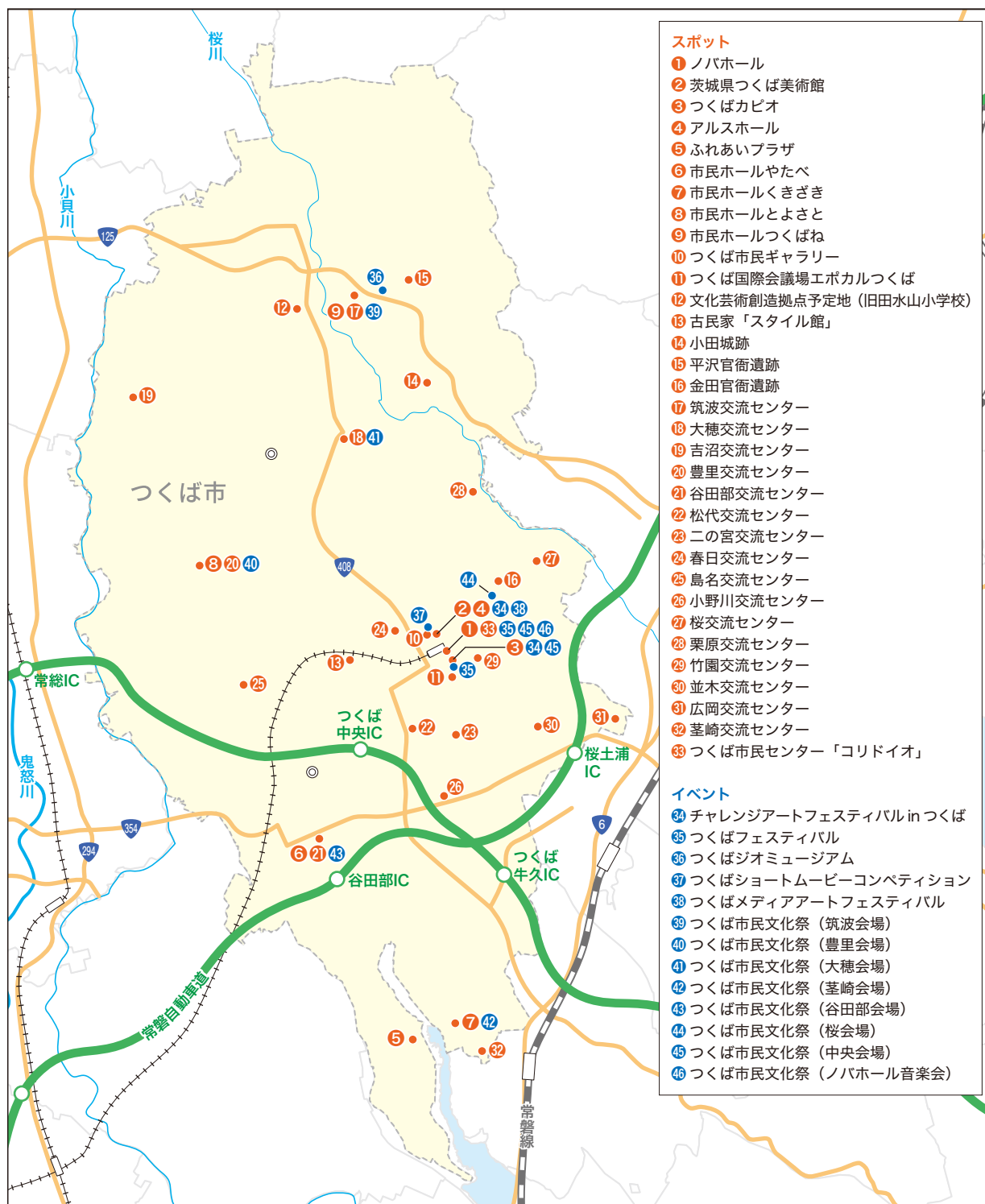
つくば市文化芸術アーカイブサイト「つくばアートチャンネル」



つくば市文化芸術アーカイブInstagram「アートのクロスつくば」

## 4.7. つくば市内の文化芸術イベント・施設マップ

市が主催する文化芸術イベント・施設の開催場所・立地は以下の図示の通りとなっています。イベント・施設の詳細な開催場所・立地はつくばアートチャンネル (<http://www.tsukuba-artchannel.jp/>) をご覧ください。



## 4.8 基本目標と成果指標

市が目指す「アートで編む」の実現に向けて、次に掲げる評価指標を本計画における数値目標として定めます。同時に、施策全体の成果を判断する指標として活用し、本計画の取り組みを進めます。

なお、11の戦略（基本施策）は見直しの際に個別に評価するものとします。

### つくば市市民意識アンケート調査

成果指標	現状	目標
文化芸術振興の現状についての満足度	(2022年度) 38.8%	(2028年度) 43.8%

### 文化芸術に関する市民意識調査

成果指標	現状	目標
つくば市の文化芸術の取組に対する現状の満足度	(2022年度)	(2028年度)
文化芸術に接する機会の拡充	52.3%	57.3%
文化芸術を担う人材の育成	45.1%	50.1%
すべての人にとって文化芸術が身近にある環境づくり	43.6%	48.6%
文化芸術を通じた多文化共生・国際交流の促進	49.9%	54.9%
自然との共生による文化芸術の振興	56.9%	61.9%
地域に根付いた伝統の継承・発展	51.3%	56.3%
科学技術と融合した文化芸術の振興	53.2%	58.2%
文化芸術によるイノベーションの創出	48.9%	53.9%
プラットフォームの形成	52.4%	57.4%
文化施設の整備と活用	45.9%	50.9%
文化芸術情報の活用	43.9%	48.9%

## 4.9 計画の実現に向けた連携・協働体制

つくば市と文化芸術活動を行う各主体が以下のような役割を個々に果たし、連携・協働しながら、市の文化芸術を推進していきます。

### (1) 市の役割

市には、将来にわたって市民が文化芸術を創造し、享受し、発展させることができるよう、市民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるよう努めることが求められます。

そのため、本計画にのっとり、市の特性に応じた文化芸術に関する施策を、総合的かつ計画的に推進するとともに、市民の自主的かつ主体的な文化芸術活動の促進及び支援を行います。

### (2) 文化芸術活動を行う団体等の役割

文化芸術活動を行う団体等には、つくば市の文化芸術をリードするとともに、次世代の芸術家を育てていく役割が求められます。日々の活動の成果を発表する場である演奏会、発表会、展示会などを関係機関等と連携・協力しながら実施するなど、市民が文化芸術に触れる機会を積極的に後押しすることが期待されます。

### (3) 公益財団法人つくば文化振興財団の役割

(公財)つくば文化振興財団には、広く文化芸術の振興に資する諸事業を行い、公益法人として市の発展に貢献することが求められます。つくば市や他の文化芸術団体等との連携強化を図りながら、より質の高いつくばらしい文化芸術事業を展開する役割が期待されます。

### (4) 企業・事業者の役割

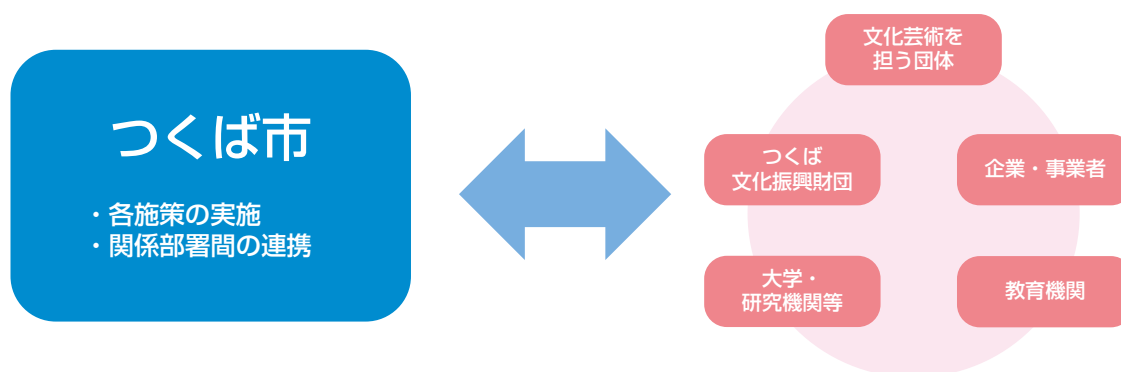
企業・事業者も文化芸術活動を担う地域の一員であり、日常的な経済活動や社会貢献活動を通じて文化芸術振興に貢献することが求められます。従業員の文化芸術活動参画を理解するとともに、民間ならではのノウハウや資源を活かした支援を展開する役割が期待されます。

## (5) 教育機関の役割

市内の教育機関には、こどもたちの豊かな創造力や考える力、コミュニケーション能力などを養うことが求められます。幅広い分野にわたる優れた文化芸術作品を鑑賞・体験する機会をこどもたちに提供するとともに、こどもたちの主体的な文化芸術活動を支えることによって、将来の芸術家や観客を育成することが期待されます。

## (6) 大学・研究機関等の役割

市の地域特性である市内に立地する大学・研究機関等は、その専門性をいかした文化芸術活動の振興支援を担う役割が求められます。関係機関と連携した事業展開を図るとともに、自らが主体となった特色のある文化芸術事業を実施することが期待されます。





# 5. 計画の進行管理・評価方法

## 5.1. 計画の進行管理

本計画の実効性を高めていくために、計画の進行管理を実施します。計画の進行管理は以下の体制で行います。

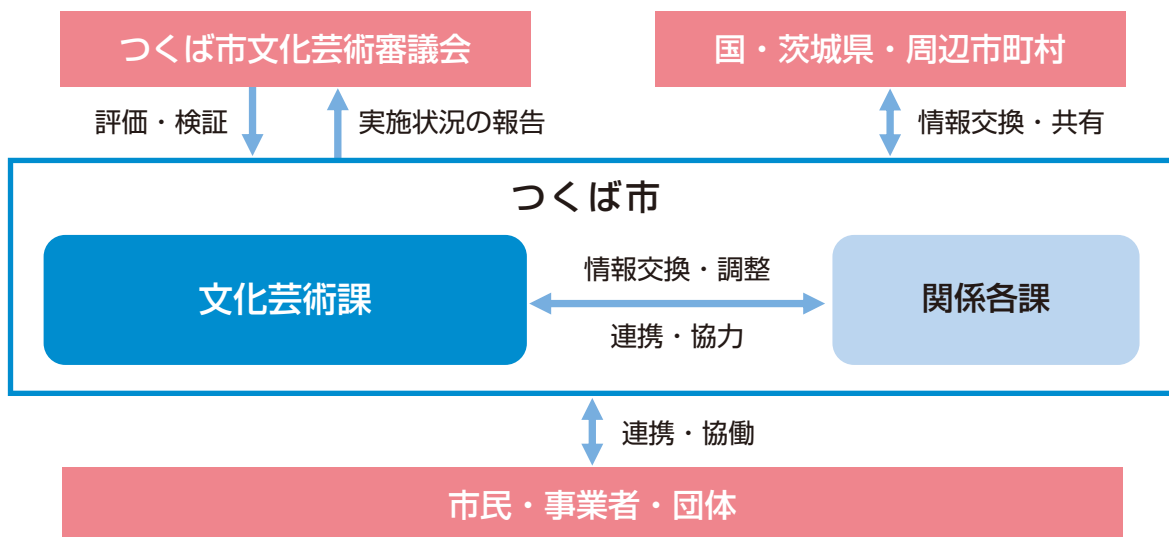
計画主管課である文化芸術課と関係各課5つの方針（基本的方向）と11の戦略（基本施策）を連携・協力して進め、毎年実施状況を点検・評価します。

また、国や茨城県、周辺市町村の計画等について情報交換・共有しながら計画の改善を検討していきます。

その他、市民・事業者・団体とも連携・協働を図ることで文化芸術振興を進めます。

その後、学識経験者や各種団体等の構成員、市議会議員、市民委員から構成される「つくば市文化芸術審議会」が、つくば市から計画に掲げる施策の進捗状況等について報告を受けて、評価や検証を行います。

「つくば市文化芸術推進基本計画（第2期）」の進行管理体制

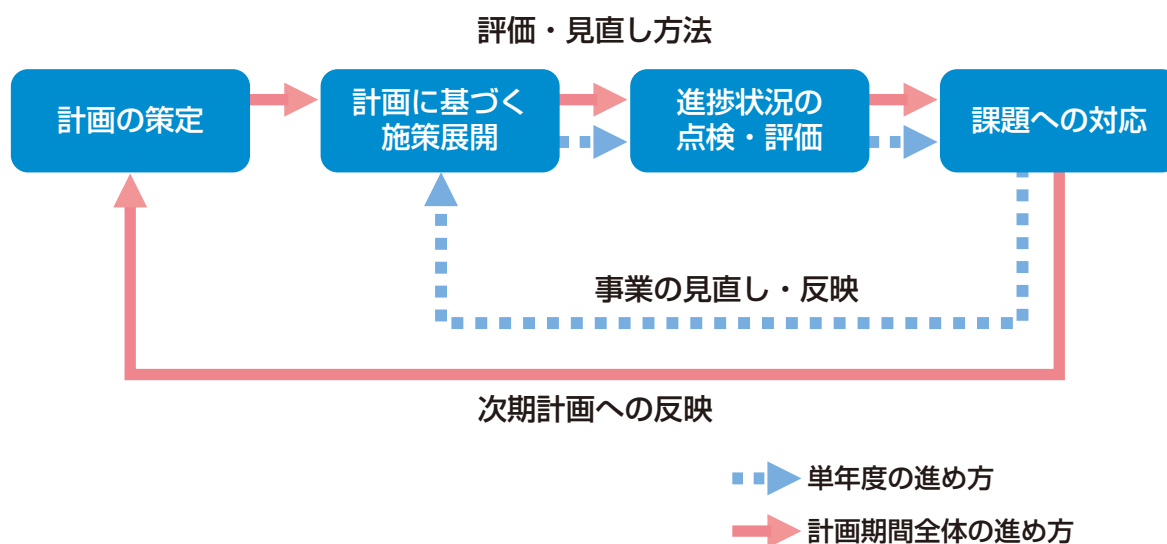


## 5.2. 評価・見直し方法

市は、計画に基づく施策を展開し、点検・評価については、施策ごとに設定された評価指標及び文化芸術課と関係各課による毎年の実施状況や評価に基づき実施します。同時に、具体的な数値を目標とした成果指標からも評価します。それらの結果は「つくば市文化芸術審議会」において報告・審議し、点検・評価します。

その後、抽出された課題への対応として、事業の見直しを実施し、より実効的な施策を展開していきます。

計画全体の点検・評価については、5年に一度、国や茨城県の方針や社会動向、本計画の取り組み状況と課題を踏まえて、「つくば市文化芸術審議会」による審議を経て、本計画を改定します。



# 6. 資料編

## 6.1. つくば市文化芸術審議会

### 6.1.1. つくば市文化芸術審議会委員名簿（敬称略）

（令和5年11月1日～令和7年10月31日）

役職	氏名	所属等
委員	川村直子	つくば市議会（市議会議員）
委員	野中勝利	筑波大学 芸術系長（学識経験者）
委員	田中佐代子	筑波大学 芸術専門学群長（学識経験者）
委員	林みちこ	筑波大学 芸術系准教授（学識経験者）
委員	小澤慶介	もりや学びの里 アーカスプロジェクトディレクター（学識経験者）
委員	田中秀夫	つくば市文化協会 会長（学識経験者）
委員	宇津野茂樹	つくば文化振興財団 常務理事（学識経験者）
委員	根津陽子	市民委員
委員	矢島祐介	市民委員
委員	山中周子	市民委員

## 6.1.2. 前つくば市文化芸術審議会委員名簿（敬称略）

（令和3年9月29日～令和5年9月28日）

役職	氏名	所属等
会長	野中勝利	筑波大学 芸術系長（学識経験者）
副会長	宇津野茂樹	つくば文化振興財団 常務理事（学識経験者）
委員	神谷大蔵	つくば市議会（市議会議員）
委員	小久保貴史	つくば市議会（市議会議員）
委員	鈴木富士雄	つくば市議会（市議会議員）
委員	小澤慶介	もりや学びの里 アーカスプロジェクト ディレクター（学識経験者）
委員	田中佐代子	筑波大学 芸術専門学群長（学識経験者）
委員	田中秀夫	つくば市文化協会 会長（学識経験者）
委員	根津陽子	市民委員
委員	矢島祐介	市民委員
委員	山中周子	市民委員

## 6.1.3.開催記録

開催年度	開催回	日時	主な審議内容
令和4年度	第1回	令和4年5月23日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「つくば市文化芸術創造拠点の形成について」への答申書・意見書</li> <li>・「つくば市文化芸術推進基本計画（第2期）」の策定について</li> <li>・「つくば市文化芸術創造拠点基本計画」の策定について</li> </ul>
	第2回	令和4年8月4日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「つくば市文化芸術推進基本計画（第2期）」の策定について</li> <li>・「つくば市文化芸術創造拠点基本計画」の策定について</li> </ul>
	第3回	令和4年10月14日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「つくば市文化芸術推進基本計画（第2期）」の策定について</li> <li>・「つくば市文化芸術創造拠点基本計画」の策定について</li> </ul>
	第4回	令和4年12月23日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「つくば市文化芸術創造拠点基本計画」の策定について</li> </ul>
	第5回	令和5年3月14日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「つくば市文化芸術推進基本計画（第2期）」の策定における市民意識調査について</li> <li>・「つくば市文化芸術創造拠点基本計画」の策定におけるパブリックコメントの対応について</li> </ul>
令和5年度	第1回	令和5年5月23日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「つくば市文化芸術推進基本計画（第2期）」の策定について</li> <li>・「つくば市文化芸術創造拠点基本計画の策定について」への答申書について</li> <li>・意見交換会の開催について</li> <li>・公募型プロポーザル実施について</li> </ul>
	第2回	令和5年7月18日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「つくば市文化芸術推進基本計画（第2期）」の策定について</li> <li>・旧田水山小学校の利活用に関する意見交換会について</li> </ul>
	第3回	令和5年9月19日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「つくば市文化芸術推進基本計画（第2期）」の策定について</li> </ul>
	第4回	令和5年11月24日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「つくば市文化芸術推進基本計画（第2期）」の策定について</li> <li>・「つくば市文化芸術創造拠点」の基本設計に関する公募型プロポーザルの結果について</li> </ul>
	第5回	令和6年3月中旬	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「つくば市文化芸術推進基本計画（第2期）」の策定におけるパブリックコメントの対応について</li> </ul>

## 6.2. 文化芸術に関する市民意識調査報告書 (概要版)

### 6.2.1. 調査概要

#### (1) 目的

本調査は、「つくば市文化芸術推進基本計画（第2期）」を策定するにあたり、文化芸術の推進に関する方針を再考し、改定するための基礎資料を得ることを目的として実施した。

#### (2) 期間

令和4年12月5日～令和5年1月6日

#### (3) 調査対象

つくば市民3,000名

（つくば市住民基本台帳（令和4年10月1日現在）に基づき、18歳以上のつくば市民から無作為に抽出）

#### (4) 回答数

回答者数871名（回収率：29.0%）

## 6.2.2. 回答者属性

### (1) 性別

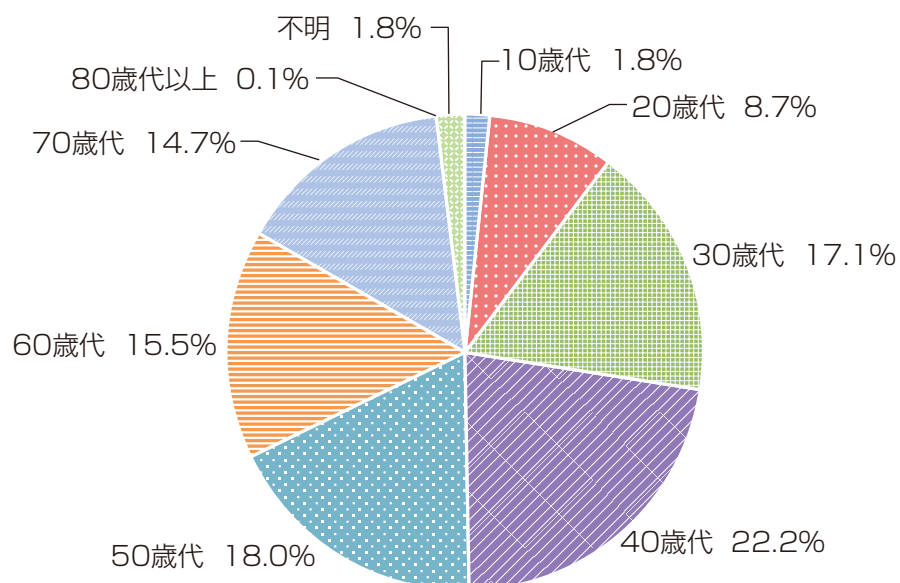
男性：39.8%

女性55.3%

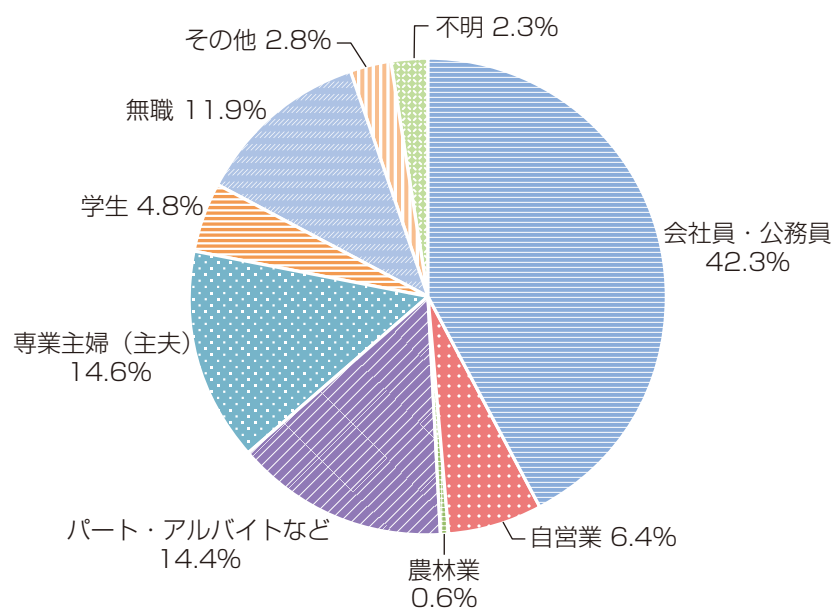
無回答（回答しない）2.9%

不明（記載なし）2.0%

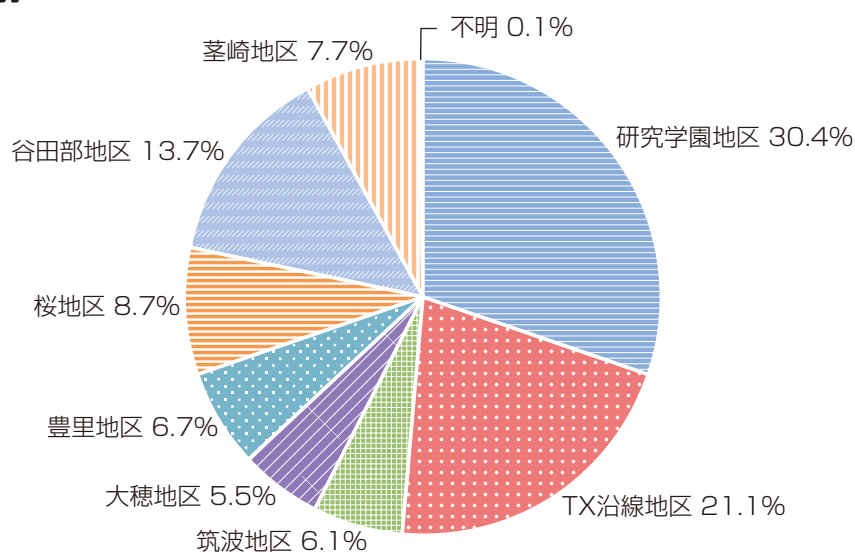
### (2) 年齢別



### (3) 職業別



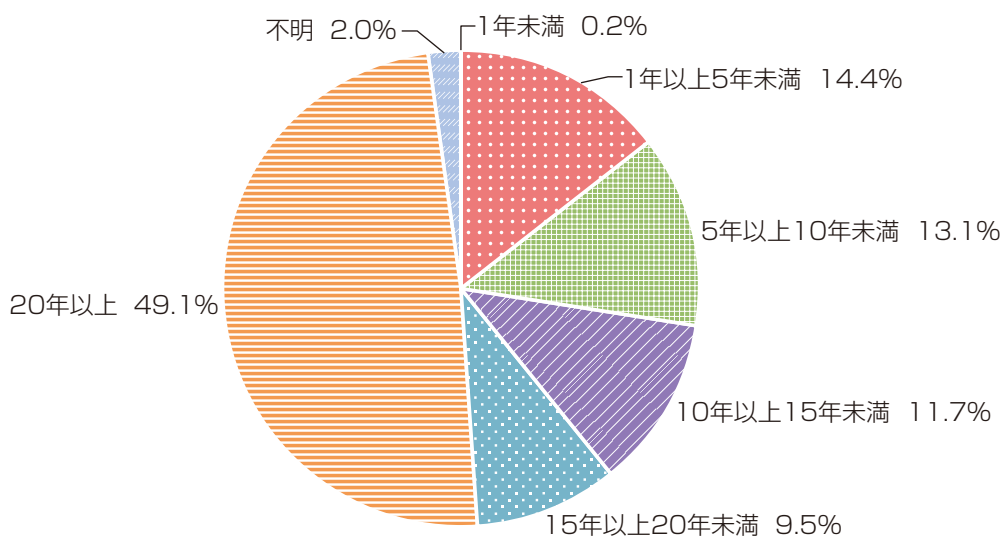
### (3) 地区別



#### <居住地区の分類について>

- ・ 研究学園地区とTX沿線地区に分類した地域以外の地区については、合併前の旧町村単位で分類している。
- ・ 研究学園地区に分類した地域は次のとおり。  
春日、東新井、二の宮、小野川、松代、観音台、東、稲荷前、高野台、天王台、天久保、吾妻、竹園、千現、並木、梅園、大穂、花畑、牧園、若葉
- ・ TX沿線地区に分類した地域は次のとおり。  
研究学園、学園南、学園の森、香取台、諏訪、陣場、みどりの中央、みどりの、みどりの南、みどりの東、上河原崎、高山、万博公園西、春風台

### (3) 居住年数別





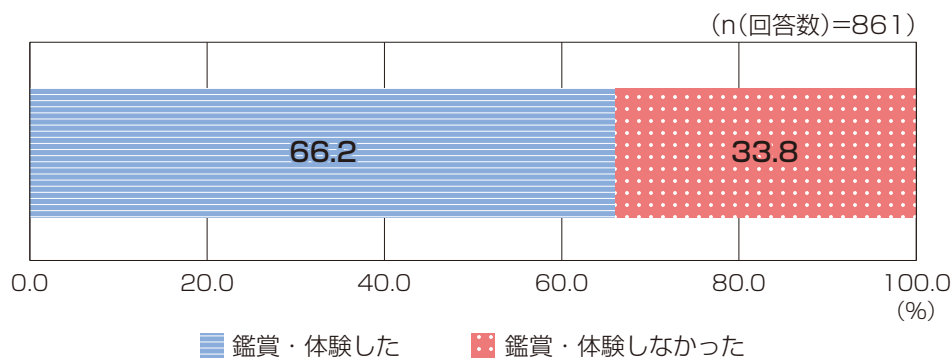
## 6.2.3. 調査結果

### (1) 過去1年間の文化芸術の体験・鑑賞の有無

#### 「鑑賞・体験した」が7割弱

過去1年間（令和3年12月～令和4年11月）における文化芸術の鑑賞・体験の状況を見ると、「鑑賞・体験した」が66.2%、「鑑賞・体験しなかった」が33.8%となった。（図表1）

図表1 過去1年間における文化芸術を鑑賞・体験の有無

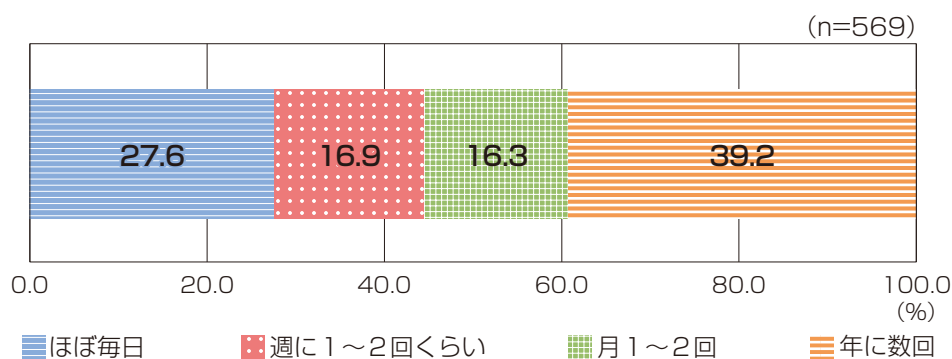


### (2) 過去1年間に文化芸術を体験・鑑賞した頻度

#### 「年に数回」が4割、「ほぼ毎日」が3割弱

過去1年間に文化芸術を鑑賞・体験した市民の鑑賞・体験した頻度をみると、「年に数回」が39.2%と最も多く、次いで「ほぼ毎日」が27.6%、「週に1～2回くらい」が16.9%、「月に1～2回」が16.3%となっている。（図表2）

図表2 過去1年間に文化芸術を体験・鑑賞した頻度



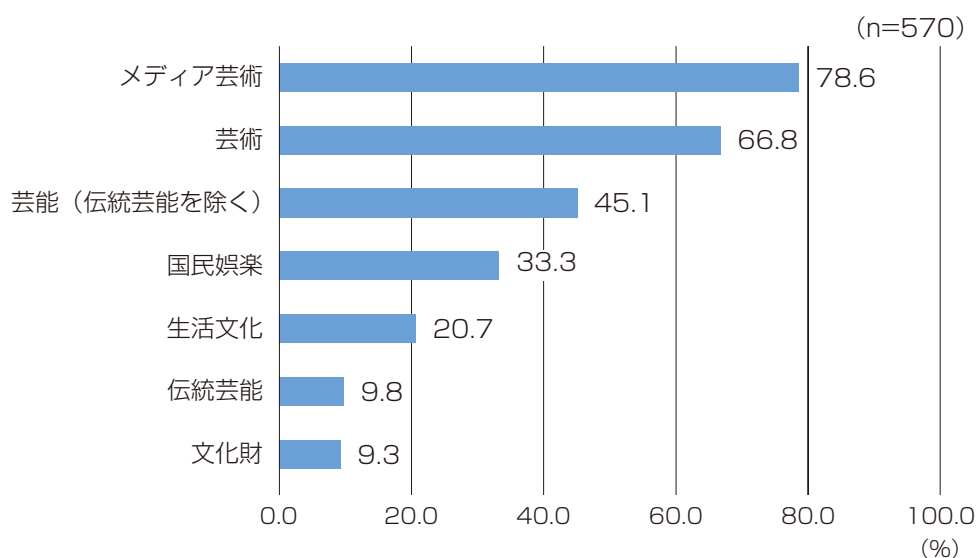
### (3) 過去1年間に鑑賞・体験した文化芸術分野

#### ア) 鑑賞・体験場所：自宅等（※1）

#### ～「メディア芸術」が8割弱、「芸術」が7割弱

過去1年間に文化芸術を鑑賞・体験した市民の「自宅等」（※1）で鑑賞・体験した文化芸術分野では、「メディア芸術」が78.6%と最も多く、次いで「芸術」が66.8%、「芸能（伝統芸能を除く）」が45.1%となっている。（図表3）

図表3 過去1年間に「自宅等」で鑑賞・体験した文化芸術分野



（※1）自宅等（車や電車の中を含む）でテレビやインターネット等を通じて鑑賞すること。

（※2）文化芸術の分野区分は以下の通りである。

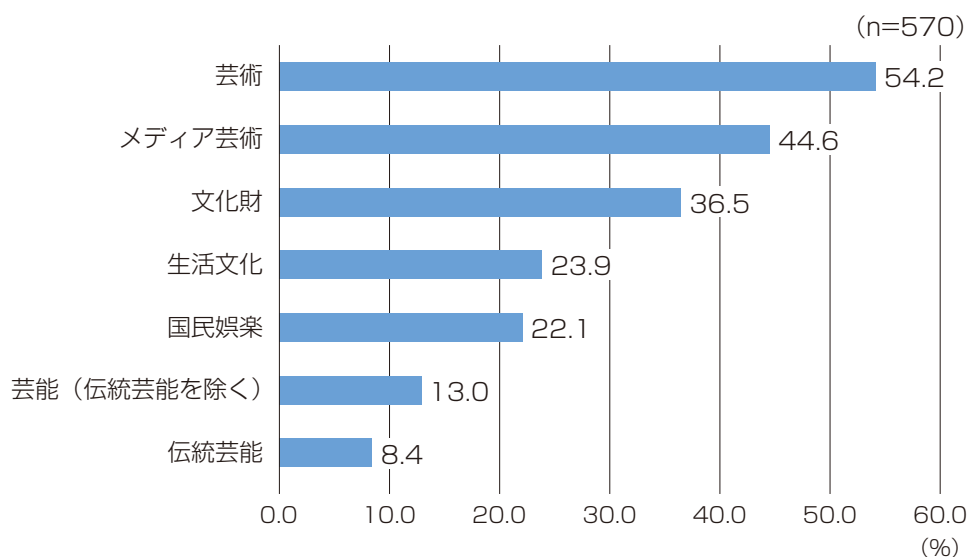
文化芸術分野	文化芸術内容
芸術	文学、音楽（クラシック、ポップスなど）、美術（絵画、彫刻など）、写真、演劇、舞踏、その他の芸術
メディア芸術	映画、漫画、アニメーション、コンピュータ及びその他の電子機器等を利用した芸術（ゲーム、コンピューターグラフィックなど）
伝統芸能	雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踏、その他の我が国及び地域古来の伝統的な芸能
芸能（伝統芸能を除く）	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱、その他の芸能
生活文化	茶道、華道、書道、食文化、盆栽など、その他の生活に係る文化
国民娯楽	囲碁、将棋、俳句、カラオケその他の国民的娯楽並びに出版物及びレコード等
文化財	有形・無形の文化財等並びに、その保存技術（史跡、地域の民俗芸能等）

## イ) 鑑賞・体験場所：自宅等以外

## ～「芸術」が5割超と最も多く、「メディア芸術」が4割超

過去1年間に文化芸術を鑑賞・体験した市民の「自宅等以外」(\*)で鑑賞・体験した文化芸術分野をみると、「芸術」が54.2%と最も多く、次いで「メディア芸術」が44.6%、「文化財」が36.5%となっている。(図表4)

図表4 過去1年間に「自宅等以外」で鑑賞・体験した文化芸術分野



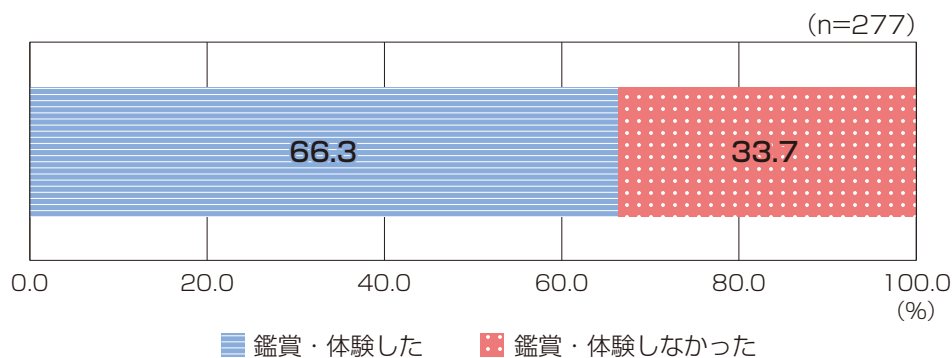
(※3) 開催会場など現場で実際に鑑賞・体験すること。

## (4) 過去1年間におけるオンラインによる鑑賞・体験の有無

## 「鑑賞・体験した」が7割弱

過去1年間に自宅等で文化芸術を鑑賞・体験した市民のオンラインによる鑑賞・体験状況（無料または有料は問わない）をみると、「鑑賞・体験した」が66.3%、「鑑賞・体験しなかった」が33.7%となっている。(図表5)

図表5 過去1年間におけるオンラインによる鑑賞・体験の有無

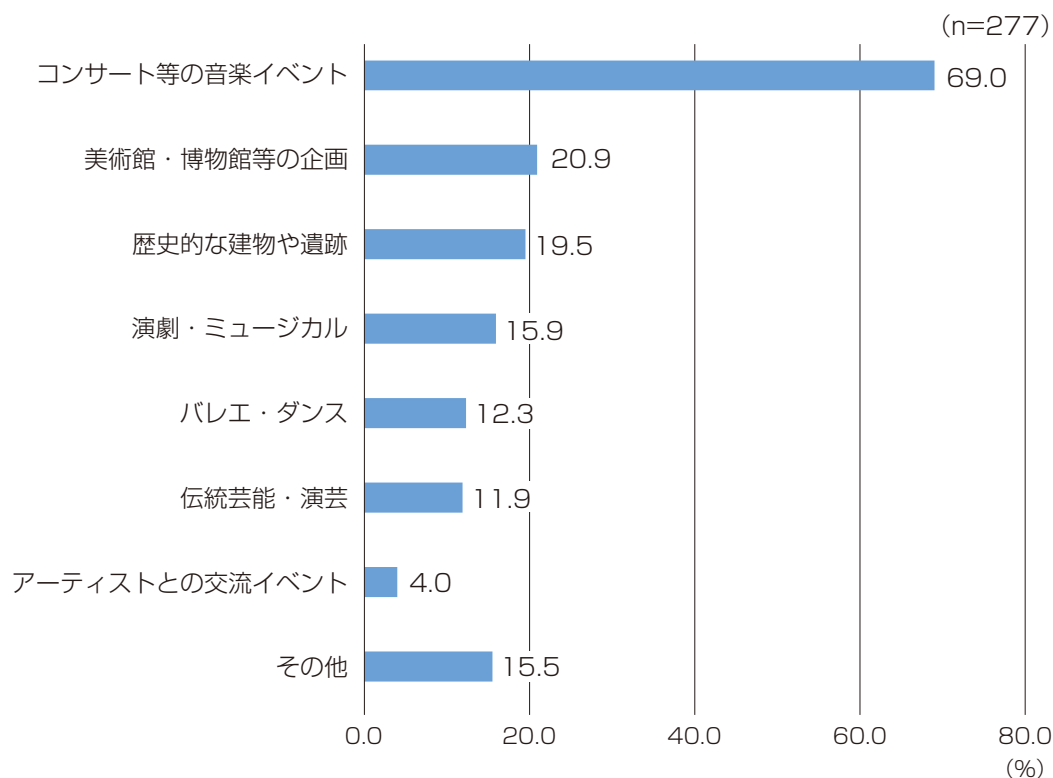


## (5) 過去1年間にオンラインにより鑑賞・体験した文化芸術の内容

### 「コンサート等の音楽イベント」が7割

過去1年間に自宅等でオンラインにより文化芸術を鑑賞・体験した市民のその内容をみると、「コンサート等の音楽イベント」が69.0%と最も多く、次いで「美術館・博物館等の企画」が20.9%、「歴史的な建物や遺跡」が19.5%となっている。(図表6)

図表6 過去1年間にオンラインにより鑑賞・体験した文化芸術の内容

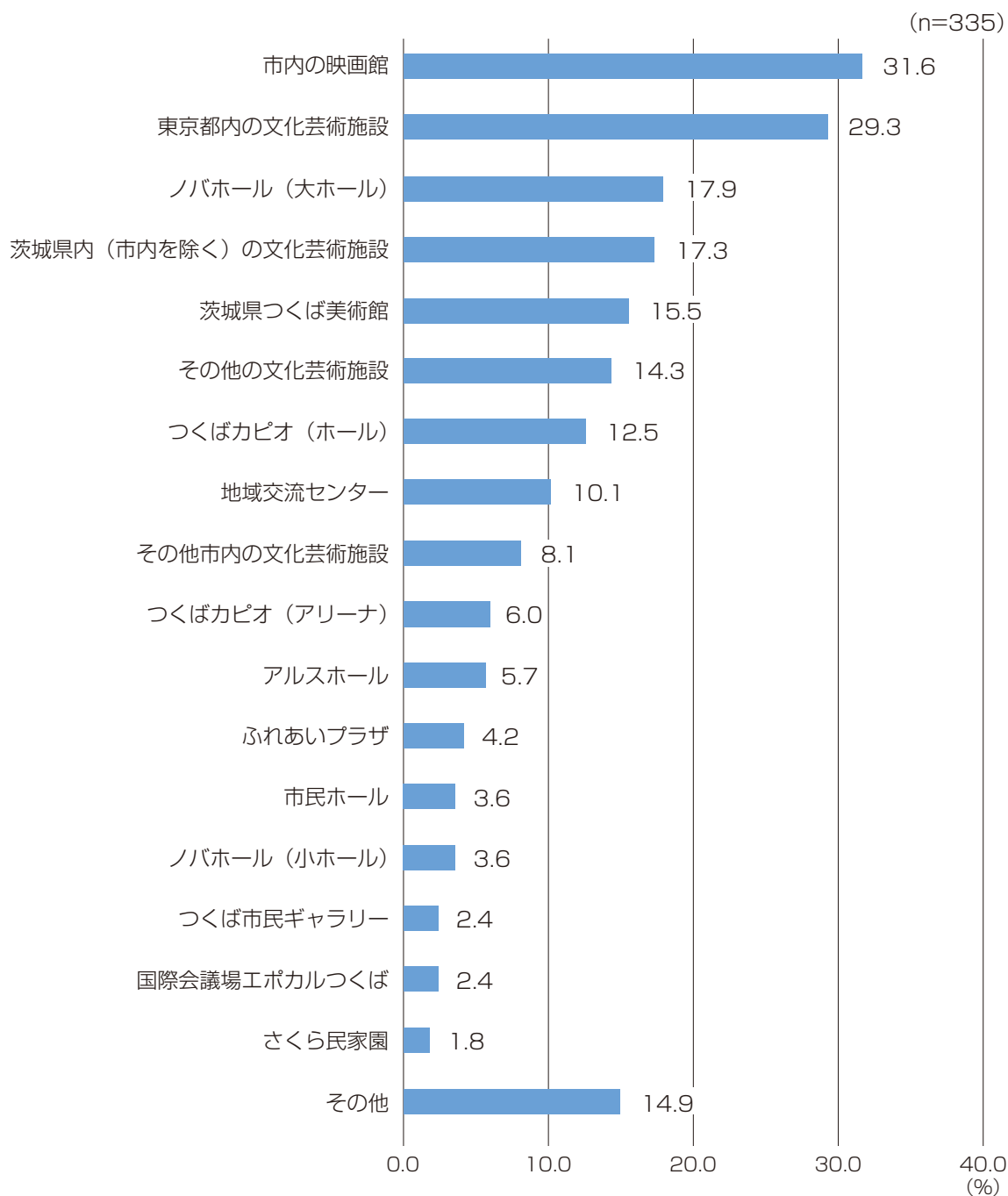


## (6) 過去1年間に文化芸術を鑑賞・体験した施設

### 「市内の映画館」が3割超、「東京都内の文化芸術施設」が3割

過去1年間において自宅等以外で文化芸術を鑑賞・体験した市民の鑑賞・体験した施設をみると、「市内の映画館」が31.6%と最も多く、「東京都内の文化芸術施設」が29.3%、「ノバホール（大ホール）」が17.9%となっている。（図表7）

図表7 過去1年間に文化芸術を鑑賞・体験した施設

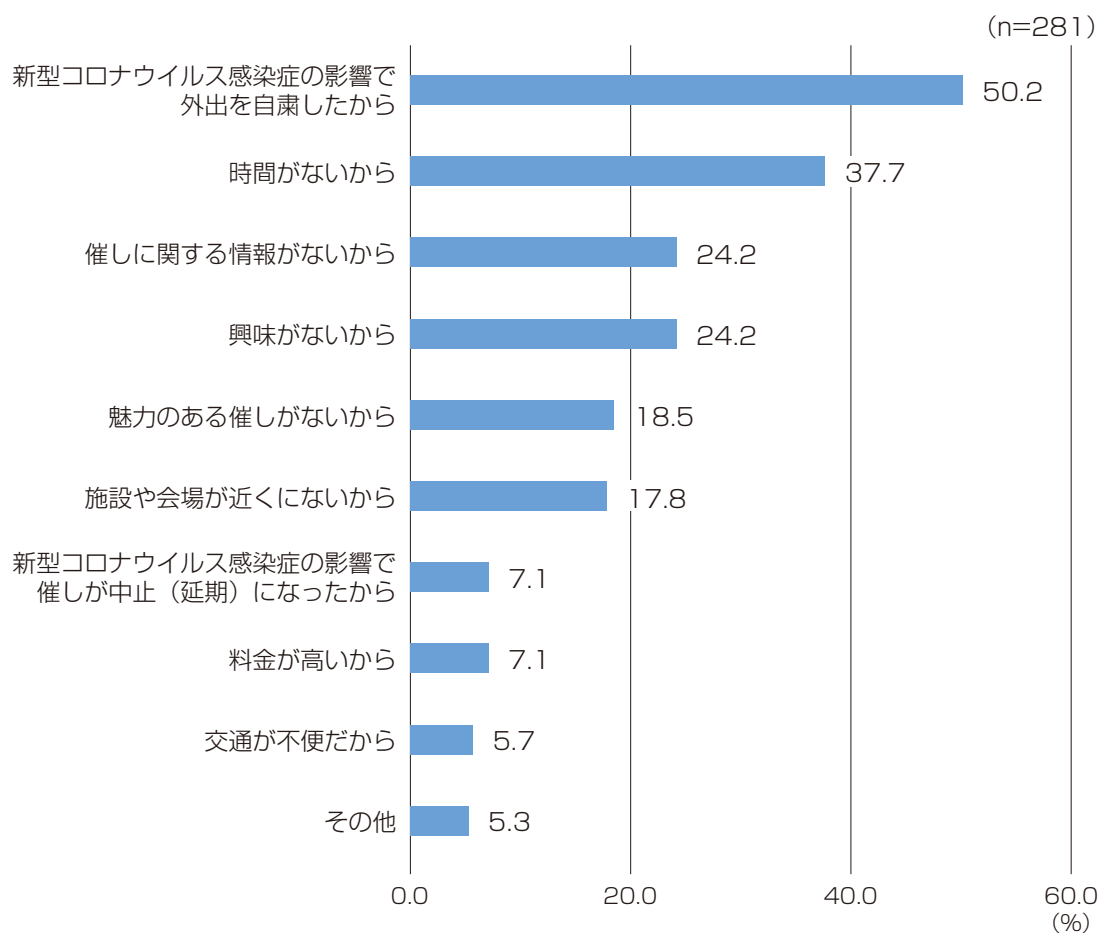


## (7) 過去1年間に文化芸術を鑑賞・体験しなかった理由

### 新型コロナウイルスによる外出自粛が5割と最多

過去1年間に文化芸術を鑑賞・体験しなかった市民の理由をみると、「新型コロナウイルス感染症の影響で外出を自粛したから」が50.2%と最も多く、次いで「時間がないから」が37.7%、「催しに関する情報がないから」と「興味がないから」が24.2%となっている。(図表8)

図表8 過去1年間に文化芸術を鑑賞・体験しなかった理由



(その他の主な回答)

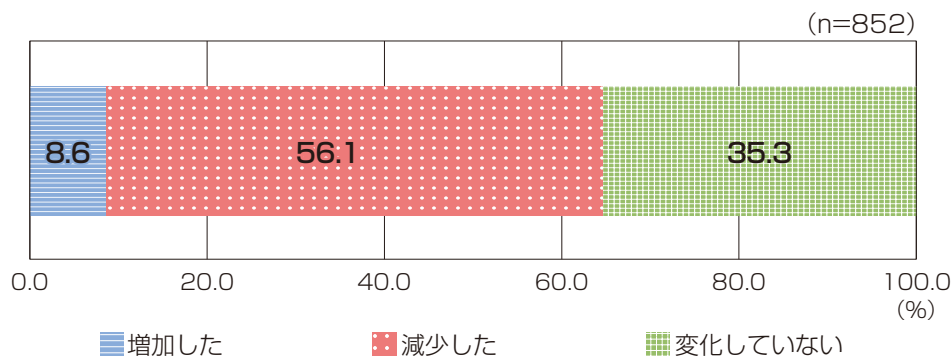
- ・病気で興味がなくなったから
- ・コロナワクチンによる体調不良のため
- ・一緒に行く人がいないから
- ・腰痛、膝痛で歩行が困難になったから
- ・育児中のため
- ・子供が幼いため、鑑賞等まで手がでない
- ・興味はあるが、日常生活に追われ余裕がないため など

## （8）新型コロナウイルス感染症による文化芸術の鑑賞・体験頻度の変化

### 「減少した」が9割弱

新型コロナウイルス感染症の拡大前と拡大後における文化芸術の鑑賞・体験頻度の変化をみると、「減少した」が56.1%と最も多く、次いで「変化していない」が35.3%、「増加した」が8.6%となっている。（図表9）

図表9 新型コロナウイルス感染症による文化芸術の鑑賞・体験頻度の変化

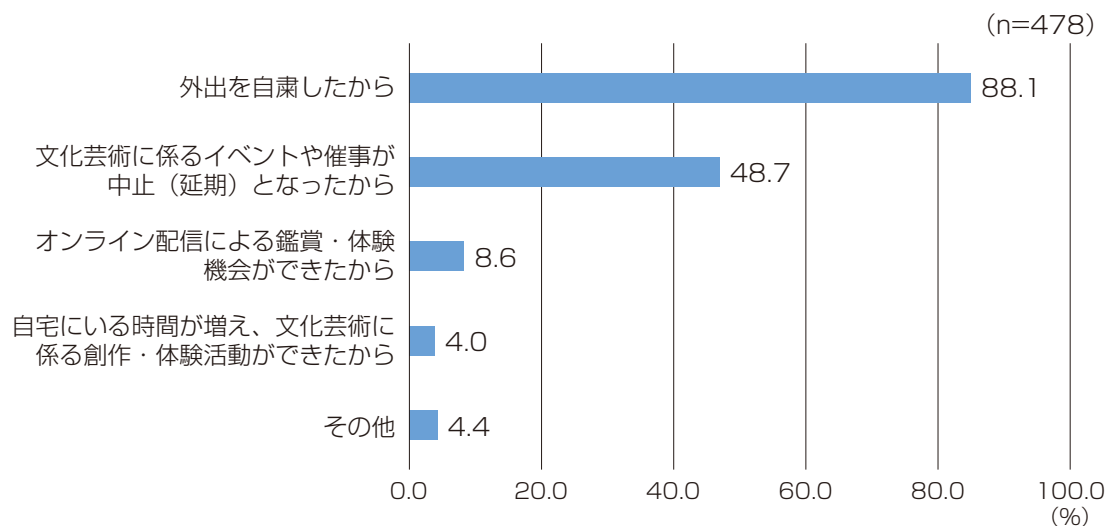


## 9) 新型コロナウイルス感染症により鑑賞・体験頻度が減少した理由

### 外出自粛が9割弱、イベントや催事の中止（延期）が5割弱

新型コロナウイルス感染症の拡大前後で文化芸術の鑑賞・体験頻度が減少した市民のその理由をみると、「外出を自粛したから」が88.1%と最も多く、次いで「文化芸術に係るイベントや催事が中止（延期）となったから」が48.7%、「オンライン配信による鑑賞・体験機会ができたから」が8.6%となっている。（図表10）

図表10 新型コロナウイルス感染症により文化芸術の鑑賞・体験頻度が変化した理由



（その他の主な回答）

- ・興味がないから
- ・変化は感じなかったから
- ・子育て中だから
- ・在宅の仕事量が増え、多忙になったから
- ・そもそも頻度が少ないから
- ・催しや開催場所に予約や人数制限があり行けないから

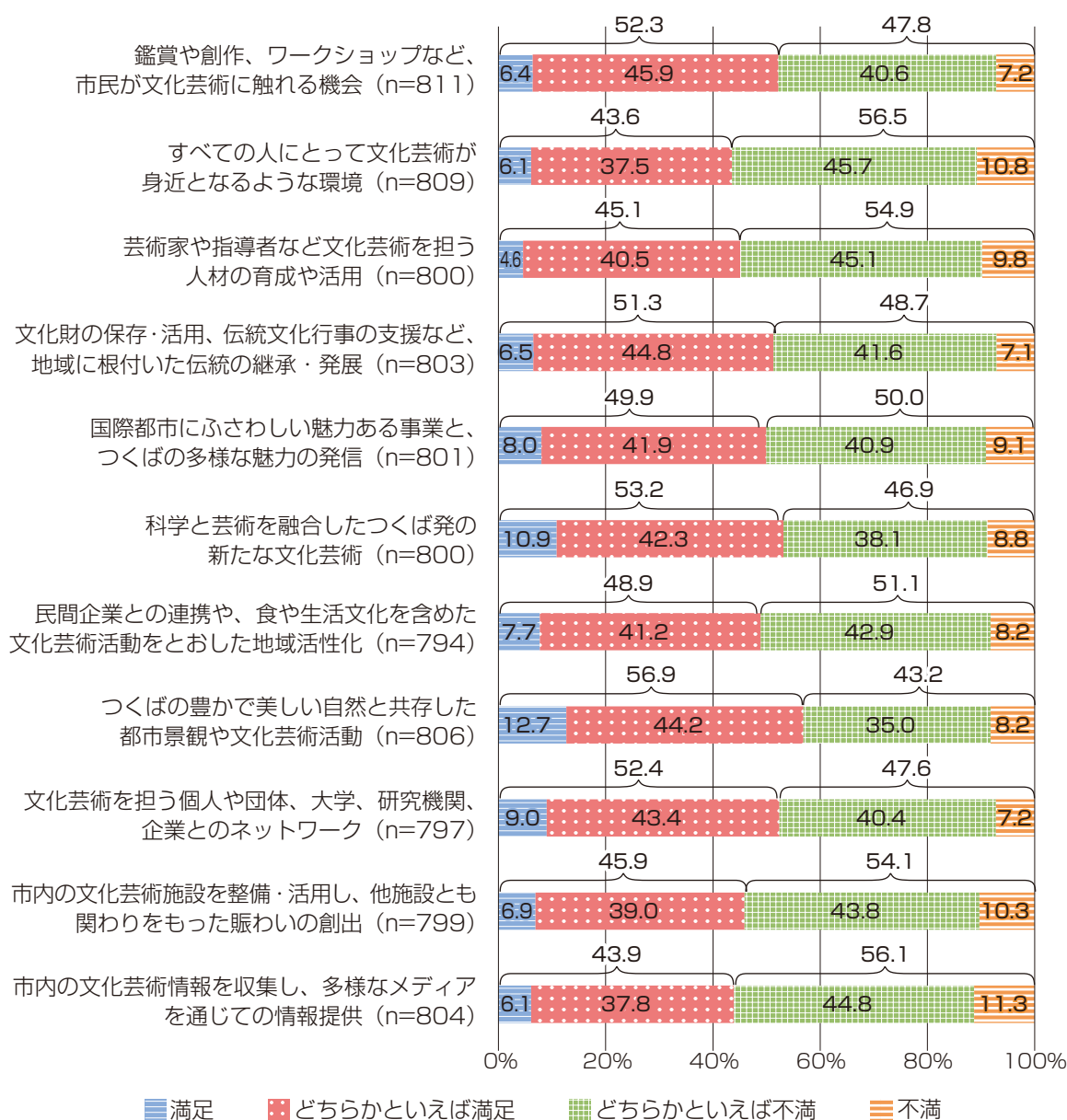


## (10) つくば市の文化芸術に関する取り組みに対する現状の満足度

「自然と共存した都市景観や文化芸術活動」や「科学と芸術を融合した文化芸術」、「文化芸術を担う個人・団体や大学・研究機関、企業のネットワーク」が上位

つくば市の文化芸術に関する取り組みに対する現状の満足度を「満足評価（「満足」と「どちらかといえば満足」の合計）」からみると、「つくばの豊かで美しい自然と共存した都市景観や文化芸術活動」が56.9%と最も多く、次いで「科学と芸術を融合したつくば発の新たな文化芸術」が53.2%、「文化芸術を担う個人や団体、大学、研究機関、企業とのネットワーク」が52.4%、「鑑賞や創作、ワークショップなど、市民が文化芸術に触れる機会」が52.3%となっている。（図表11）

図表11 つくば市の文化芸術に関する取り組みに対する現状の満足度

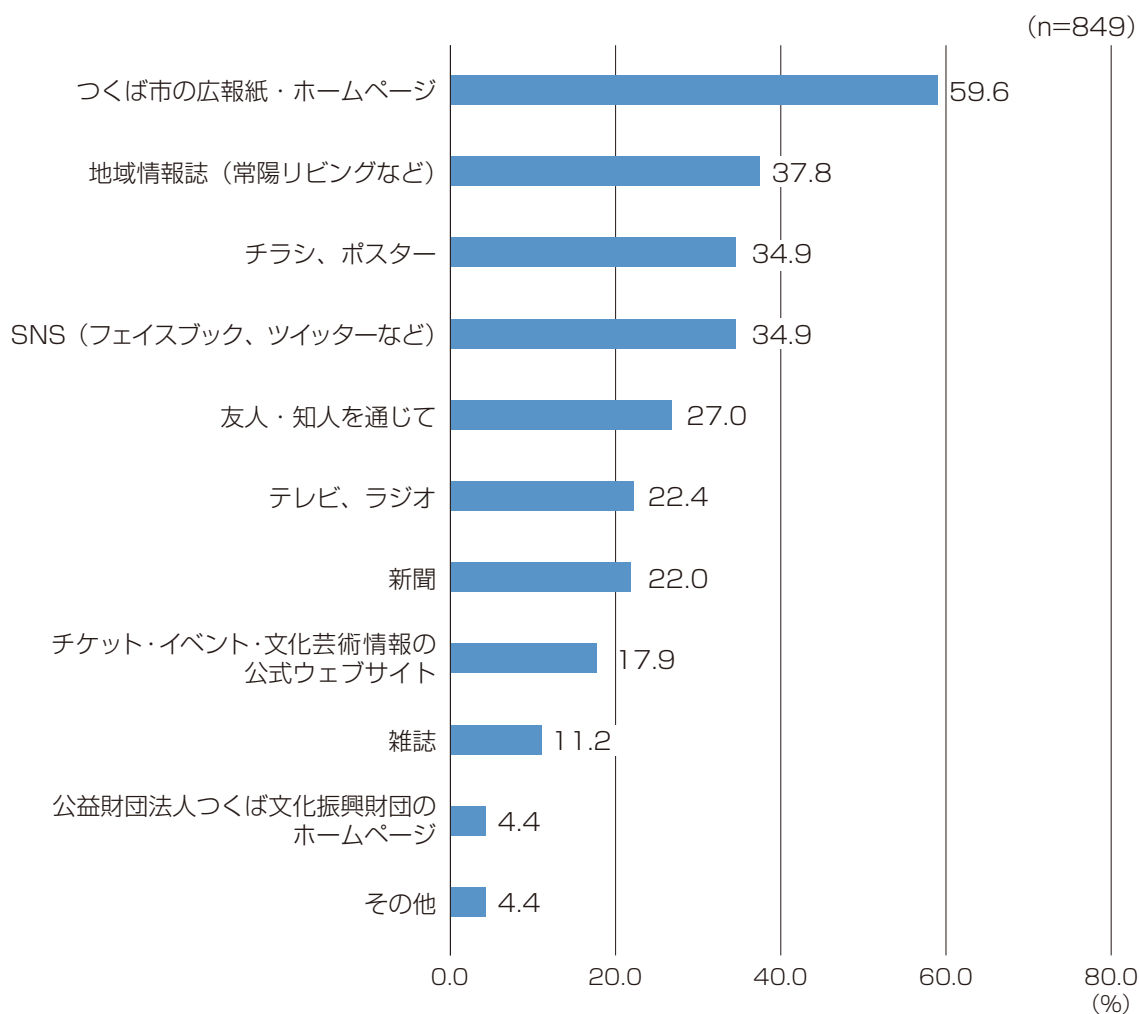


## (11) 文化芸術に関する情報の入手方法

### 「つくば市の広報紙・ホームページ」が6割

文化芸術に関する情報の入手方法をみると、「つくば市の広報紙・ホームページ」が59.6%と最も多く、次いで「地域情報誌（常陽リビングなど）」が37.8%、「チラシ、ポスター」と「SNS（フェイスブック、ツイッターなど）」が34.9%となっている。（図表12）

図表12 文化芸術に関する情報の入手方法



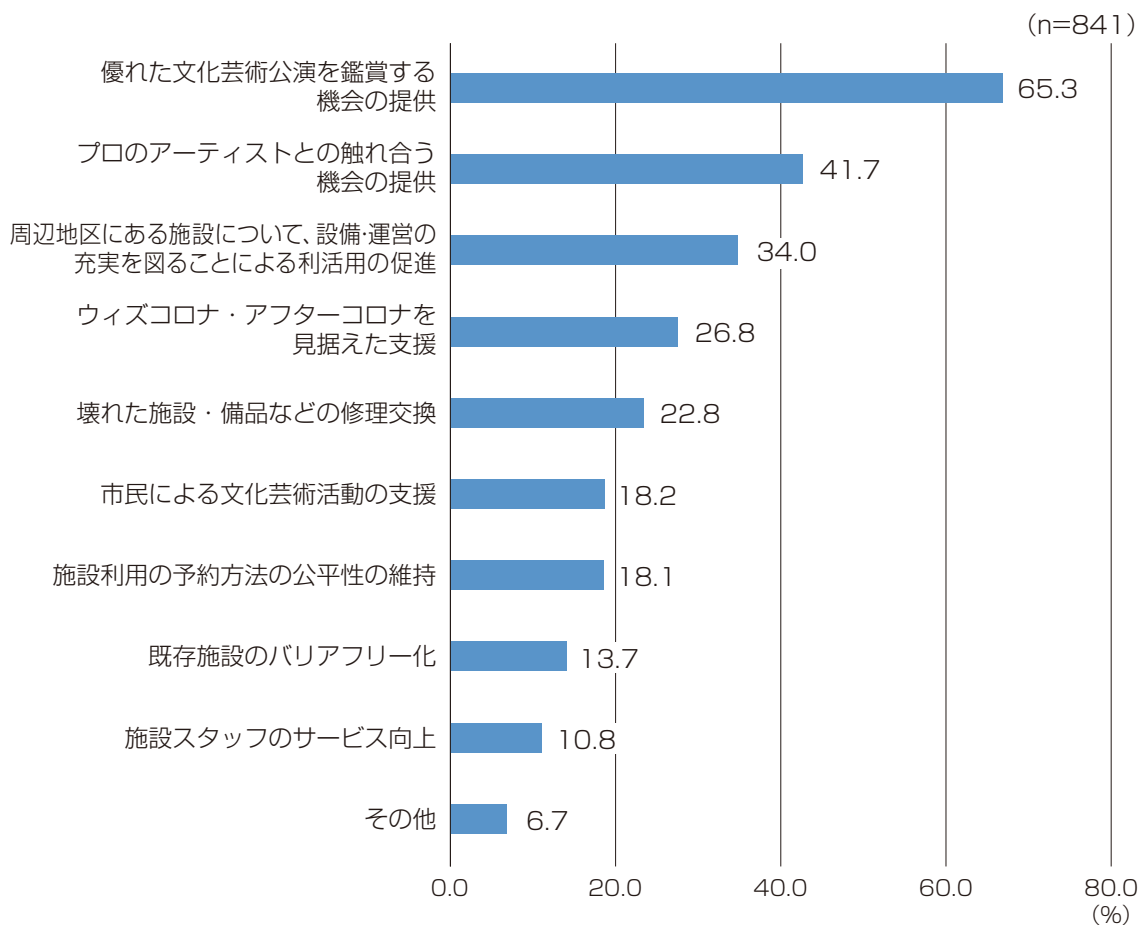
（その他の主な回答）

- ・ユーチューブ
- ・学校のたより（チラシ）
- ・家族
- ・インターネット
- ・ネットニュース など

## （12）つくば市の文化芸術に今後期待すること 「優れた文化芸術を鑑賞する機会の提供」が6割超

つくば市の文化芸術に今後期待することとしては、「優れた文化芸術を鑑賞する機会の提供」が65.3%と最も多く、次いで「プロのアーティストとの触れ合う機会の提供」が41.7%、「周辺地区にある施設について、設備・運営の充実を図ることによる利活用の促進」が34.0%となっている。（図表13）

図表13 つくば市の文化芸術に今後期待すること



（その他の主な回答）

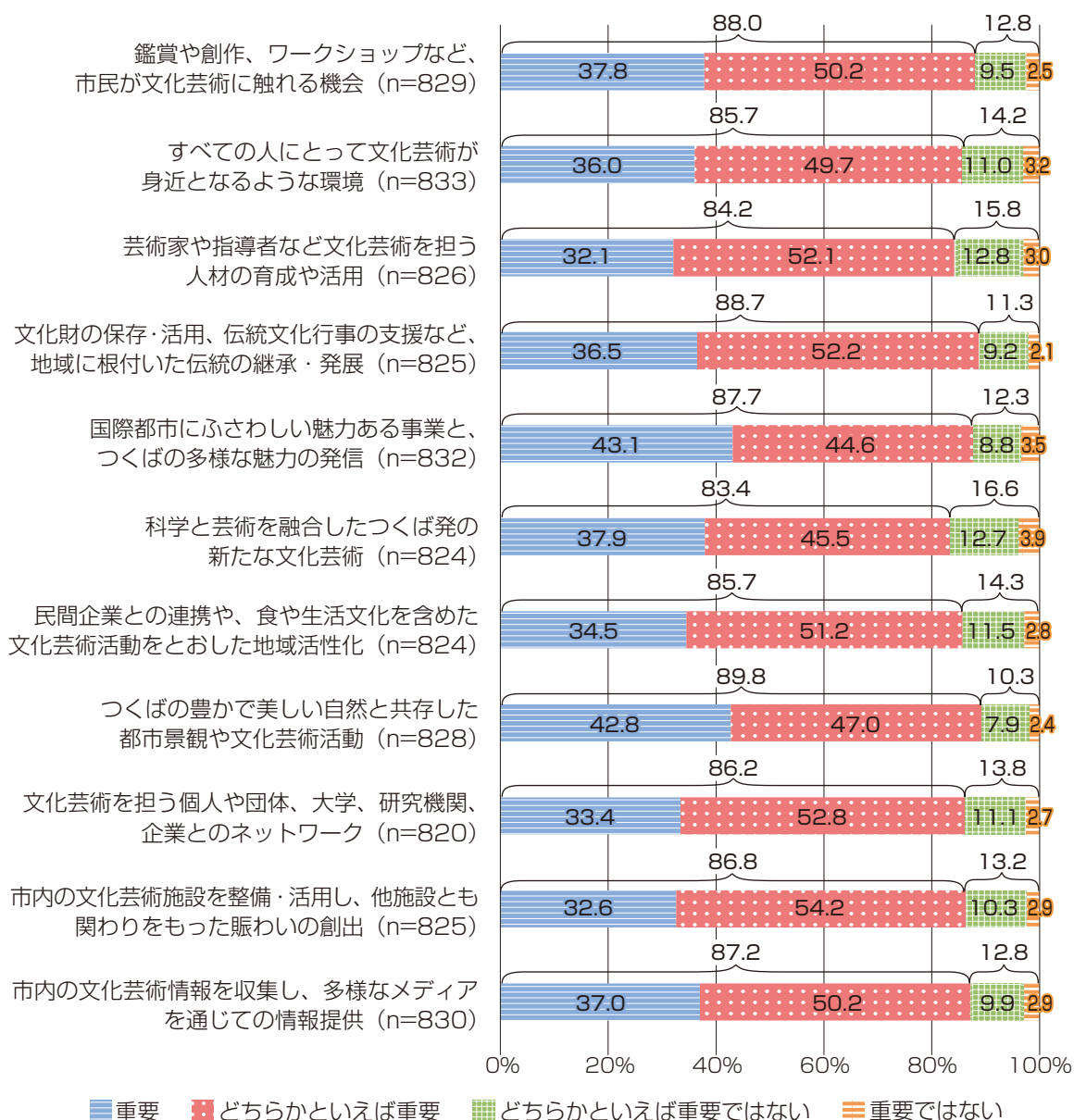
- ・ 大きな図書館と無料駐車場
- ・ つくば美術館の企画展を充実
- ・ 情報提供の方法の拡充・多様化
- ・ わかりやすい情報提供
- ・ 子どもが体験できる機会の拡充
- ・ つくば駅周辺での文化施設やイベントの充実
- ・ 市民が参加してみたいと思える機会の提供と内容の充実
- ・ 多種多様な文化芸術を鑑賞できる機会の拡充

### (13) つくば市の文化芸術に関する取り組みにおける今後の重要度

#### 「自然と共存した都市景観や文化芸術活動」が4割超

つくば市の文化芸術に関する取り組みに対する今後の重要度を「重要評価（「需要」と「どちらかといえば重要」の合計）」からみると、「つくばの豊かで美しい自然と共存した都市景観や文化芸術活動」が89.8%と最も多く、次いで「文化財の保存・活用、伝統文化行事の支援など、地域に根付いた伝統の継承・発展」が88.7%、「鑑賞や創作、ワークショップなど、市民が文化芸術に触れる機会」が88.0%となっている。（図表14）

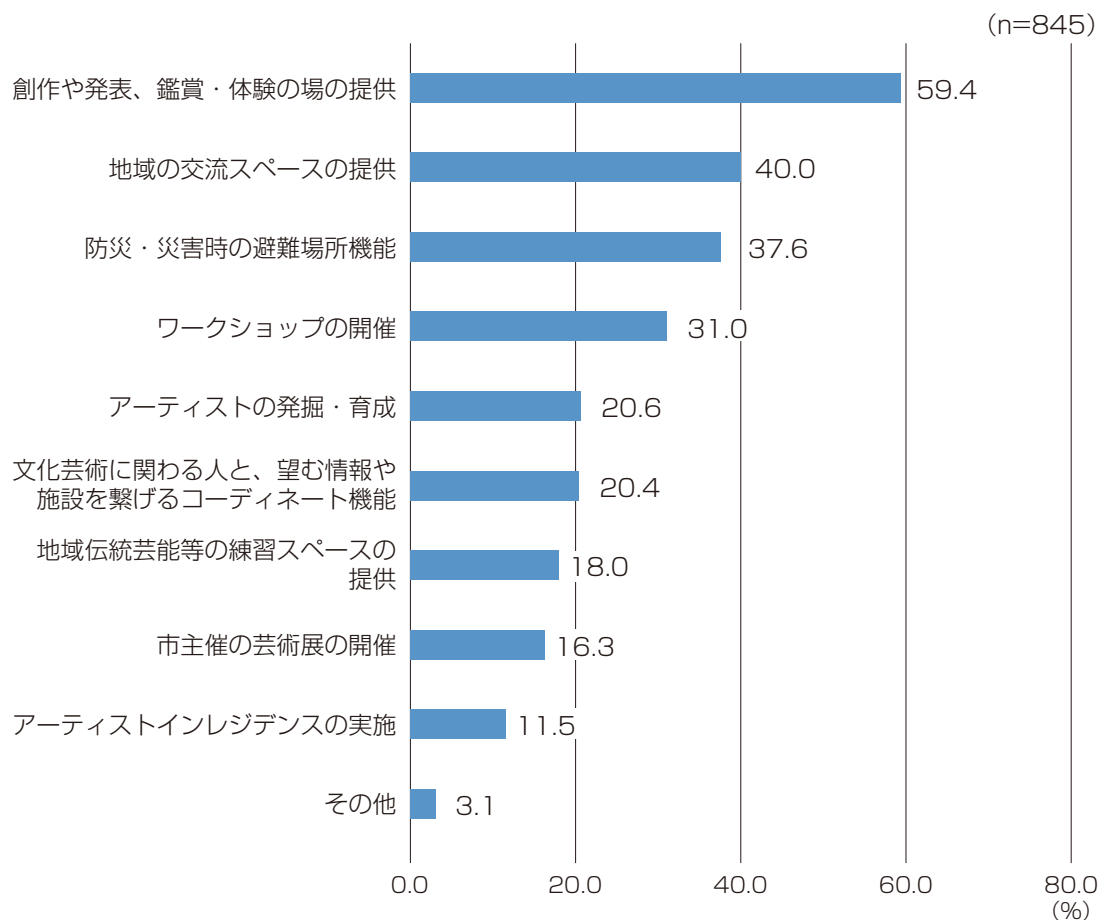
図表14 つくば市の文化芸術に関する取り組みにおける今後の重要度



#### （14）旧田水山小学校に計画している文化芸術創造拠点に対して求める機能 「制作や発表、鑑賞・体験の場の提供」が6割と最多超

つくば市が旧田水山小学校に整備を計画している文化芸術創造拠点に求める機能をみると、「制作や発表、鑑賞・体験の場の提供」が59.4%と最も多く、次いで「地域の交流スペースの提供」が40.0%、「防災・災害時の避難場所機能」が37.6%となっている。（図表15）

図表15 旧田水山小学校に計画している文化芸術創造拠点に対して求める機能



## 6.3. つくば市文化芸術基本条例

平成16年9月29日

条例第35号

改正 平成17年3月23日条例第1号 平成21年12月22日条例第38号

平成30年7月4日条例第37号 平成31年3月27日条例第10号

(題名改称)

令和3年7月1日条例第36号

### 目次

#### 前文

#### 第1章 総則（第1条—第5条）

#### 第2章 基本計画（第6条）

#### 第3章 文化芸術に関する施策の推進（第7条）

#### 第4章 つくば市文化芸術審議会（第8条—第14条）

#### 附則

つくば市は、万葉集にうたわれている名峰筑波山を仰ぐ緑豊かな田園地帯の中にあって、世界に誇る研究学園都市を有し、日本の伝統的生活文化を育みつつ、国際的学術文化都市として成長を続けている。このような中、私たちは、多様な文化芸術の恵沢を享受して暮らしてきた。

文化芸術は、人間の精神活動の根幹であり、まちの成熟度をあらわすものである。人々の豊かな創造力や感性、受容性を育むだけでなく、福祉、教育、観光、まちづくり、国際交流、産業その他の関連分野と連携することで相乗効果を生み出すことができる。

よって、ここに、文化芸術に関する施策についての基本理念と方向性を明らかにし、文化芸術に関する施策のかつ計画的な推進を図り、心豊かで活力のある市民生活の実現に寄与するため、この条例を制定する。

(平31条例10・一部改正)

#### 第1章 総則

##### (目的)

第1条 この条例は、文化芸術に関する施策の基本理念を定め、市の責務並びに文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）及び事業者の役割を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術活動を行う者（文化芸術団体を含む。以下同じ。）の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって心豊かで活力のある市民生活の実現に寄与することを目的とする。

(平31条例10・一部改正)

### (基本理念)

第2条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性及び創造性が十分に尊重されなければならない。

2 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られなければならない。

3 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。

4 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、市民により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、つくば市の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。

5 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者その他市民の意見が広く反映されるよう十分配慮されなければならない。

(平31条例10・一部改正)

### (市の責務)

第3条 市は、前条の基本理念にのっとり、つくば市の特性に応じた文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、市民の自主的かつ主体的な文化芸術活動を促進する責務を有する。

(平31条例10・一部改正)

### (市民の関心及び理解)

第4条 市は、将来にわたって市民が文化芸術を創造し、享受し、及び発展させることができるよう、市民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるように努めなければならない。

(平31条例10・追加)

### (文化芸術団体等の役割)

第5条 文化芸術団体及び事業者は、自主的かつ主体的に文化芸術活動の充実及び人材の育成に努め、文化芸術活動を支援することを通じて、文化芸術を発展させる役割を担うものとする。

(平31条例10・追加)

### 第2章 基本計画

(平31条例10・改称)

第6条 市長は、文化芸術基本法(平成13年法律第148号)第7条の2の規定に基づき、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術推進基本計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 文化芸術の推進の基本的方向
- (2) 文化芸術の推進に関する基本施策
- (3) その他文化芸術の推進に関し必要な事項

3 市長は、基本計画を策定するに当たっては、つくば市文化芸術審議会の意見を聴く

ものとする。

4 市長は、基本計画の策定に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、広く市民の意見を求め、これを十分考慮した上で策定を行う仕組みの活用等を図るものとする。

5 市長は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(平31条例10・旧第4条繰下・一部改正)

### 第3章 文化芸術に関する施策の推進

(平31条例10・改称)

第7条 市は、基本計画に基づき、文化芸術の推進を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(平31条例10・旧第5条繰下・一部改正)

### 第4章 つくば市文化芸術審議会

(平31条例10・改称)

(審議会の設置)

第8条 文化芸術の推進に関する重要事項を調査審議するため、つくば市文化芸術審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(平31条例10・旧第7条繰下・一部改正)

(所掌事項)

第9条 審議会は、市長の諮問に応じ、基本計画その他の文化芸術の推進に関する重要事項について調査審議し、市長に答申する。

2 審議会は、文化芸術の推進に関する事項について調査審議し、必要と認めるときは、市長に意見を述べることができる。

(平31条例10・旧第8条繰下・一部改正)

(組織)

第10条 審議会は、委員13人以内をもって組織する。

(平30条例37・一部改正、平31条例10・旧第9条繰下)

(委員)

第11条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

(1) 市議会議員

(2) 文化芸術に関し優れた識見を有する者

(3) 市内に在住し、在勤し、又は在学する者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(平30条例37・一部改正、平31条例10・旧第10条繰下、令3条例36・一部改正)

(会長及び副会長)

第12条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。



- 3 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。  
(平31条例10・旧第11条線下)

(会議)

第13条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(平31条例10・旧第12条線下)

(庶務)

第14条 審議会の庶務は、市民部において処理する。

(平17条例1・平21条例38・一部改正、平31条例10・旧第13条線下)

附 則

この条例は、平成16年10月1日から施行する。

附 則（平成17年条例第1号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成21年条例第38号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成30年条例第37号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年条例第10号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。


(つくば市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 つくば市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和62年つくば市条例第15号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則（令和3年条例第36号）

この条例は、公布の日から施行する。



# つくば市文化芸術推進基本計画 (第2期) (案)

令和6年(2024年)3月

編集発行

つくば市 市民部 文化芸術課  
〒305-8555 茨城県つくば市研究学園一丁目1番地1  
TEL 029-883-1111(代表)